

第2次上尾市環境基本計画

改訂版



平成28年3月

上尾市

— 緑豊かなふるさとと子どもたちの未来のために —

私たちのまち上尾市は、かつて、武蔵野の雑木林や屋敷林、大小の河川に縁どられた田園など、多くの自然が残されていました。都心から 35km と地理的条件の良さも相まって、昭和 33 年の市制施行以降、田園都市から工業都市、さらには住宅都市へと変遷しながら、今では埼玉県の中堅都市として発展を遂げてきました。その一方で、豊かな自然は次第に減少するとともに、大気汚染、水質汚濁、都市型・生活型公害、廃棄物の増大など多くの環境問題が発生しました。



これらの問題に対し、平成 9 年の「上尾市環境基本条例」の制定や平成 10 年の「上尾市環境基本計画」の策定により、市民・事業者・行政が協働して解決しながら、環境の保全および創造の推進に取り組んでまいりました。このような地道な努力が功を奏し、河川の水質が改善したり、廃棄物の量が減少したりと目に見える成果を得ることができたのも、ひとえに市民の皆様のご協力の賜物と深く感謝しております。

しかし、昨今、人口減少の波が押し寄せ、本市の高齢化は急速に進んでいます。この少子高齢化は環境側面においても大きな脅威であり、先人から受け継いできた誇るべき自然環境を維持することに支障をきたすおそれがあります。加えて、地球温暖化も留まることなく、気候変動は年々悪化の一途をたどり、私たちの生活はゲリラ豪雨による浸水被害や熱中症による健康被害などの危険にさらされています。この状況を打破し、残された自然環境と安心・安全な暮らしを将来に引き継ぐためには、子どもから大人まで全ての世代が環境意識を醸成し、できることから行動することが求められています。そこで、この点を重視し、本改訂版では、環境教育・環境学習の推進や協働による環境活動を積極的に推し進めていくことを謳っており、次代の環境活動をけん引する新たな人材の育成に力を入れてまいります。

結びに、本計画を策定するにあたり貴重なご意見をくださった上尾市環境審議会委員や市民ワークショップの参加者をはじめとする市民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後の計画推進により一層のご協力をお願いいたします。

平成 28 年 3 月

上尾市長

島村 豊

- 目 次 -

第1章	計画の基本的考え方	1
第1節	計画の基本的事項	3
第2節	上尾市の概要	6
第3節	環境政策と社会情勢の変化	12
第4節	中間見直しにおける課題の整理	15
第2章	計画で目指すもの	23
第1節	望ましい環境像	25
第2節	目標と方針	26
第3章	施策の展開	29
第1節	施策体系	31
第2節	施策と取組	32
第4章	環境保全活動の定着・拡大を目指して	57
第1節	環境保全活動をめぐる現状と課題	59
第2節	環境保全活動の定着・拡大を目指して	60
第5章	計画の推進	67
第1節	計画の推進体制	69
第2節	計画の進行管理	70
第6章	参考資料	73
第1節	上尾市環境基本条例	75
第2節	策定経過	79
第3節	用語集	80

第1章 計画の基本的考え方

第1節 計画の基本的事項

1. 計画改訂の趣旨

今日の環境問題は、ごみの増加、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、ヒートアイランド現象、自然の喪失といった身近な問題から、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染、熱帯雨林の破壊、森林資源の枯渇、砂漠化など地球的規模の問題に至るまで多岐にわたります。このような環境問題の多様化は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動や高度成長を経たライフスタイルの変化が原因と考えられ、特に地球環境問題については、生物多様性はもとより人類の存続をも脅かす恐れが指摘されています。

日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、未来の子どもたちのために、美しい地球と安全で快適な周辺環境を将来へ引き継いでいくことが、いま実践しなければならない大切なことです。

そのために、国では、具体的な指針として、環境基本法（平成5年）第15条に基づき「環境基本計画」が策定されました。さらに、平成24年4月に策定された「第四次環境基本計画」では、持続可能な社会を構築する上で、「安全」の確保を前提に「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することが目標として掲げられ、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーション^(※)の推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」および「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」を各分野に共通する重点分野と位置づけて取組を進めることが示されています。

本市では、平成9年9月に「上尾市環境基本条例」を制定し、平成10年3月に「上尾市環境基本計画」、平成22年3月に「第2次上尾市環境基本計画」を策定し、平成32年度を目標年次として望ましい環境像「自然と人が共生する エコタウン・あげお」の実現を目指して、環境の保全と創造のための施策に取り組んできました。

今回、東日本大震災以後の社会環境の変化や新たな課題に対応し、より現状に即した計画とするために「第2次上尾市環境基本計画（改訂版）」を策定し、環境の保全と創造に関する取組をより一層推進していきます。

(※)【グリーン・イノベーション】…革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の加速化・新技術の創出を行い、その研究開発成果の実利用・普及を強力に推進するために社会システムの転換を図り、これを通じて産業・社会活動の効率化、新産業の創造や国民生活の向上に資するものであり、我が国のみならず世界規模での環境と経済が両立した低炭素社会の構築に貢献するものとされている。



2. 計画の位置づけ

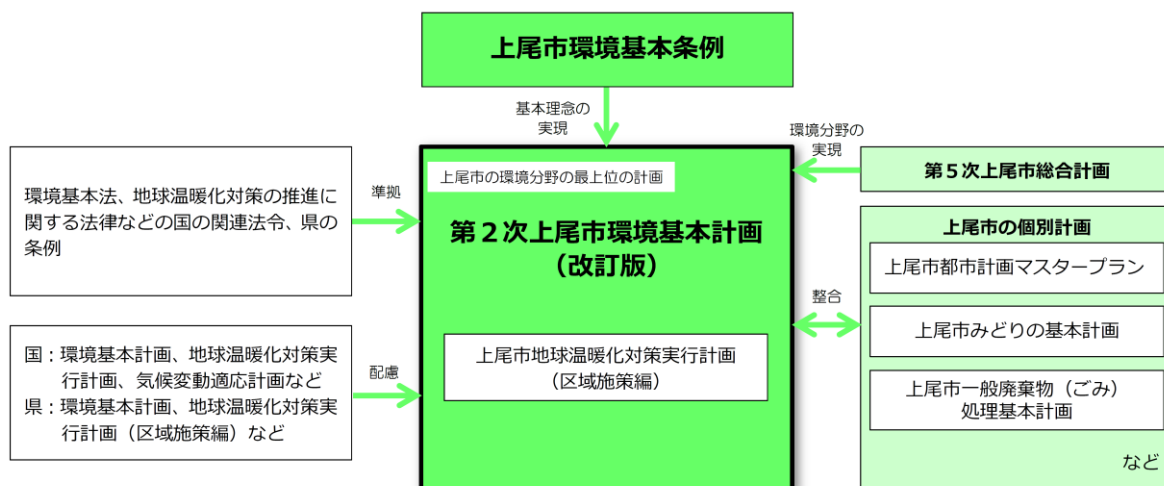
本計画は、上尾市環境基本条例第8条に基づき策定するもので、21世紀半ばを展望し、環境に関する市の施策の方向性を示すとともに、市民・事業者が環境保全に取り組むための指針を明示するものです。

本計画は、上尾市環境基本条例の基本理念と上尾市総合計画に示す本市の将来像を環境面から実現するための計画であり、市の環境関連計画においては最上位に位置づけられます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画など、各施策の内容についても整合を図ります。

また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項の規定に基づき、「上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけます。

【図 1-1】第2次上尾市環境基本計画（改訂版）と関連法令・計画



○上尾市環境基本条例【計画策定の根拠 ※一部抜粋】

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

○上尾市環境基本条例【3つの基本理念】

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ事を目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、国際的な認識及び協力の下に推進されなければならない。

3. 対象とする範囲

本計画は、自然環境・生活環境など身近な分野のみならず地球環境も対象とし、本市に関わる環境問題の全てを対象とします。

自然環境	地形、地質、河川、池沼、生物、土地利用、緑 など
生活環境	公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭など）、廃棄物、景観（まちなみ） など
地球環境	地球温暖化問題、資源・エネルギー など

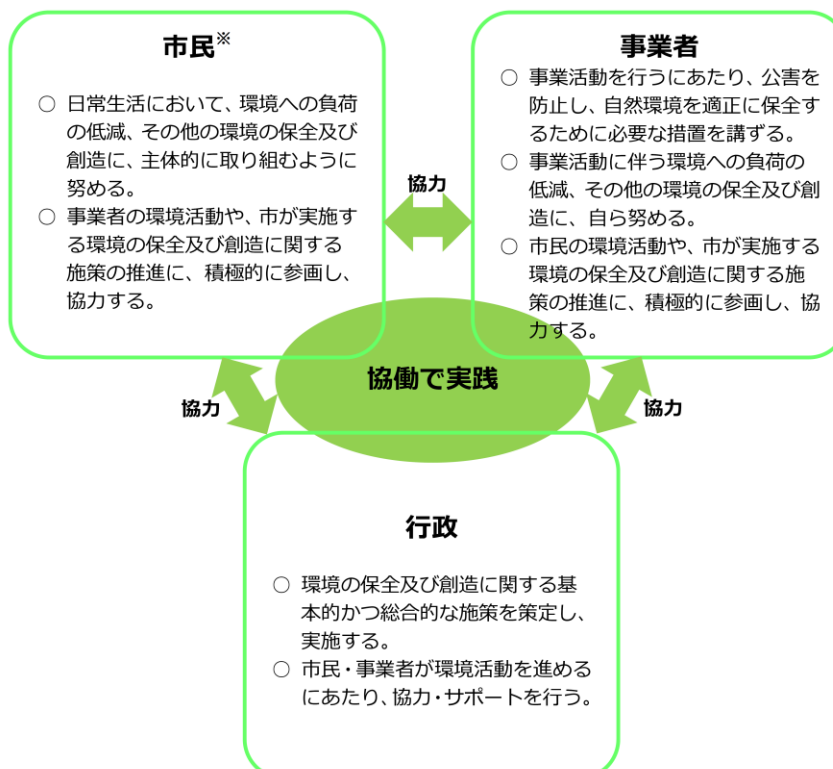
4. 計画の期間

本計画は、平成 22 年度を初年度とし、平成 32 年度を目標年次とします。ただし、環境を取り巻く社会経済情勢の変化や新しい科学的知見が得られた場合には柔軟かつ適切に対応するため、必要に応じて見直します。

5. 計画の推進主体

本計画に示す望ましい環境像を実現するためには、計画の推進主体である市民・事業者・行政が、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協働で実践していくことが求められます。

【図 1-2】市民・事業者・行政の協働による推進



※上尾市環境基本条例第4条～第6条より抜粋・要約
※市民には、NPO法人等の市民団体を含みます。

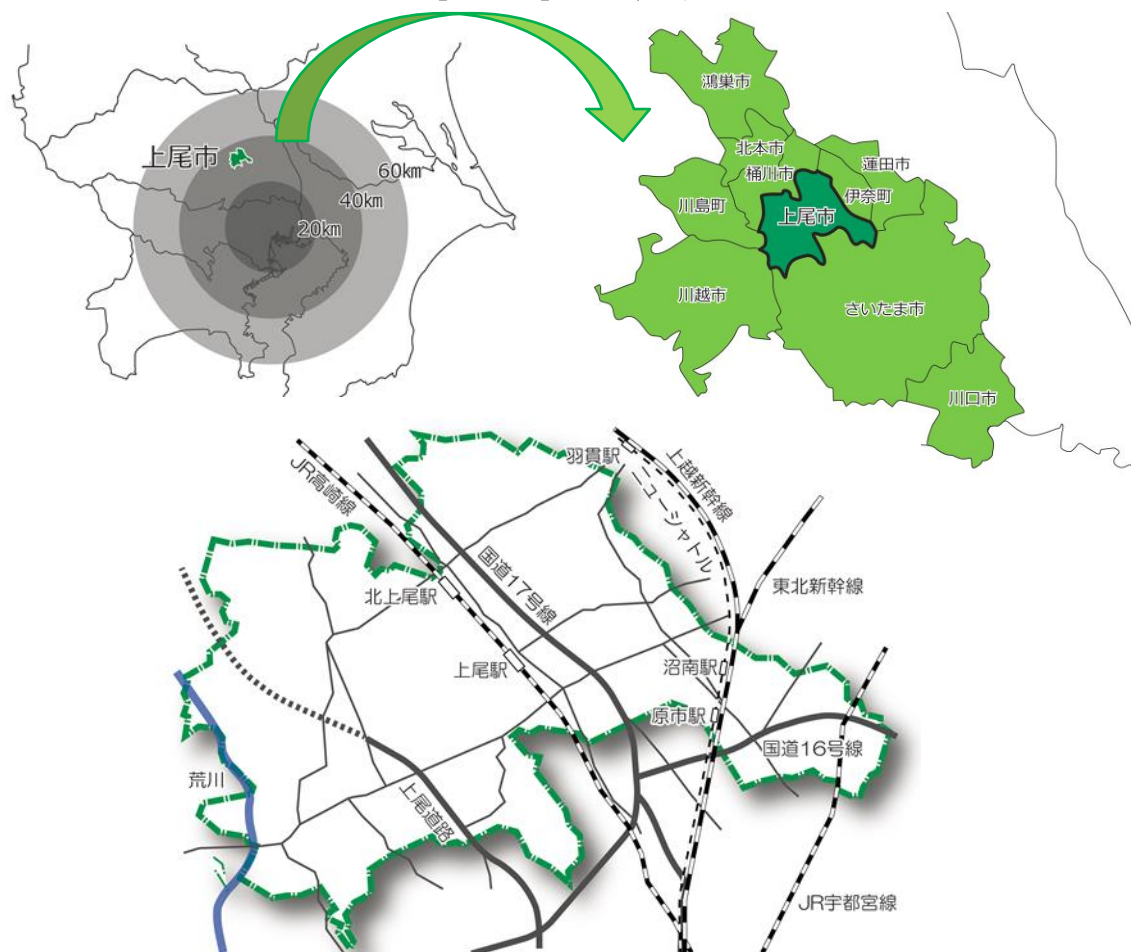


第2節 上尾市の概要

1. 位置

本市は、首都東京から 35km の距離にあり、埼玉県の南東部に位置しています。東は伊奈町と蓮田市に、南はさいたま市に、西は川越市と川島町に、北は桶川市と隣接しています。東西 10.48km、南北 9.32km の大きさで、面積は 45.51km² です。

【図 1-3】 上尾市の位置



2. 地勢

本市は大宮台地に位置し、市の東側には原市沼川と綾瀬川、西側には荒川、中心部には市を三分割するように芝川と鴨川が流れ、標高 15m 程度の平坦な地形となっています。

昭和 30 年の 3 町 3 村の合併、昭和 33 年の市制施行で上尾市が誕生し、地理的条件の良さに国の高度経済成長政策も加わり、田園都市から工業都市、そして住宅都市へと変ぼうしました。平成 27 年に埼玉県内の圏央道が全線開通し、新たな広域ネットワークの完成が近づいており、本市は今後のさらなる発展が期待されています。

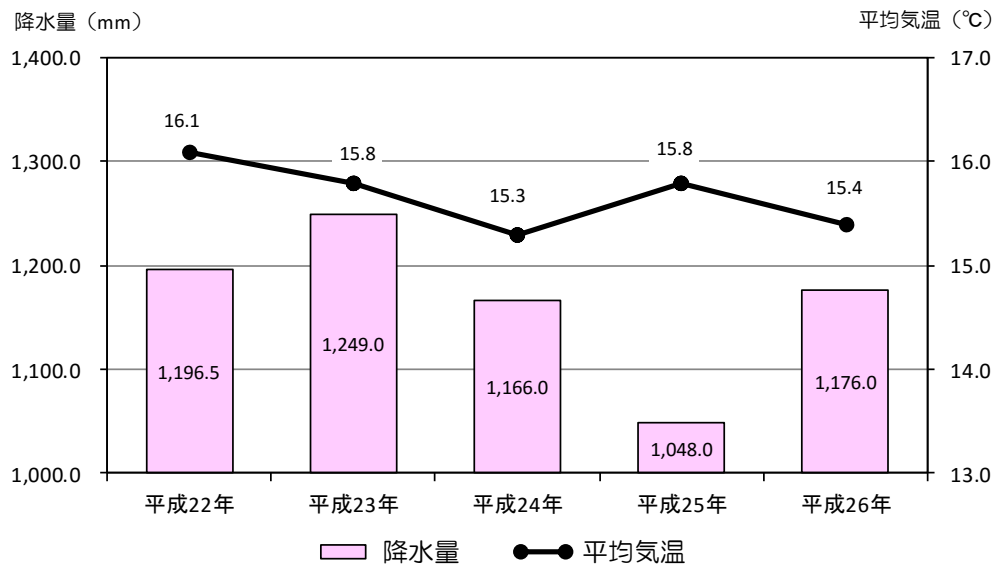
これまでの都市化に伴い農地や自然環境が減少してきましたが、市の東部・西部や河川沿いには、美しい自然の風景が残っています。

3. 気候

本市の気候は、夏は暑く湿潤であり冬は快晴が続き、降水量が比較的少ない、一年を通じて穏やかで過ごしやすい気候です。

平成 26 年の平均気温は 15.4 度、最高気温は 37.9 度、最低気温は -4.0 度であり、年間降水量は 1,176.0mm となっています。

【図 1-4】 平均気温と降水量の推移



出典：統計あげお平成 26 年版

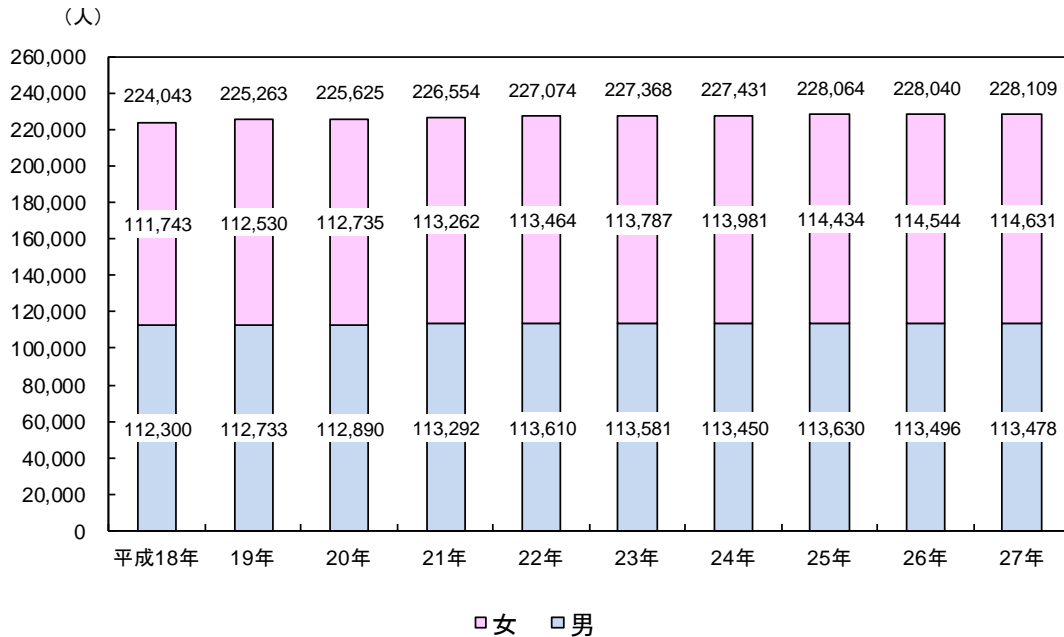


4. 人口・世帯数

本市の人口は、平成4年に20万人を突破し、その後も継続して人口は増加してきました。平成27年10月1日現在228,109人であり、近年は横ばいの傾向にあります。

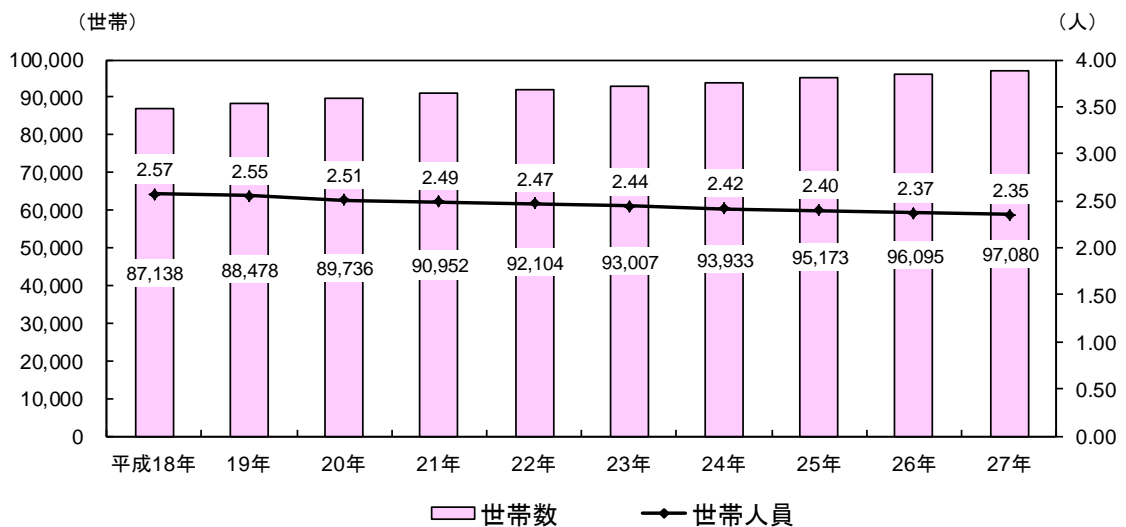
世帯数は平成27年10月1日現在97,080世帯、世帯人員は2.35人です。世帯数の増加と世帯人員の減少が続いており、核家族化の進行や単身世帯の増加傾向がみられます。

【図1-5】人口動向と世帯動向（各年10月1日現在）



出典：統計あげお平成26年版および平成27年度総務課統計

【図1-6】世帯数・世帯人員の推移（各年10月1日現在）



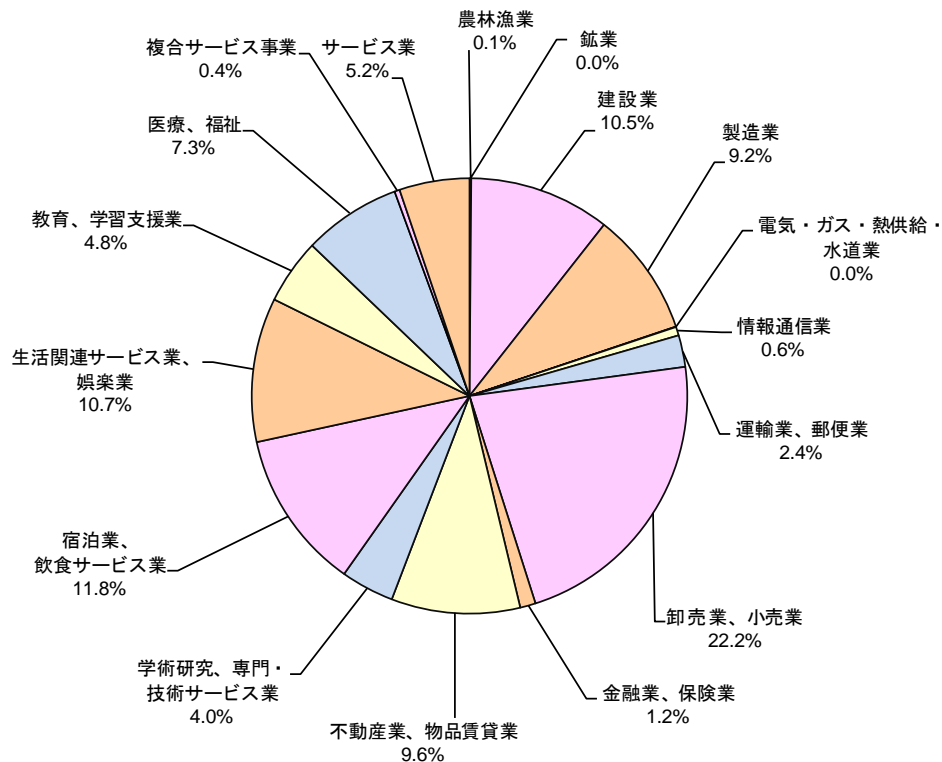
出典：統計あげお平成26年版および平成27年度総務課統計

5. 産業

本市の産業別事業所数は、平成 24 年の時点で、第一次産業が 8 件 (0.1%)、第二次産業が 1,231 件 (19.7%)、第三次産業が 5,007 件 (80.2%) であり、産業種別では、「卸売・小売業」が 1,389 件 (22.2%)、「宿泊業、飲食サービス業」が 739 件 (11.8%)、「生活関連サービス業、娯楽業」が 669 件 (10.7%) と、第三次産業の 3 業種で全体の 4 割以上を占めています。続いて、第二次産業の「建設業」が 654 件 (10.5%)、「製造業」が 577 件 (9.2%) で多くなっています。

従業者数については、第一次産業が 186 人 (0.3%)、第二次産業が 18,092 人 (27.2%)、第三次産業が 48,247 人 (72.5%) です。産業種別では、「卸売・小売業」が 14,955 人 (22.5%) で最も多く、次いで「製造業」が 12,990 人 (19.5%)、「医療、福祉」が 7,618 人 (11.5%)、「宿泊業、飲食サービス業」が 5,723 人 (8.6%)、「建設業」が 5,102 人 (7.7%) となっています。

【図 1-7】 産業別事業所数 (平成 24 年)

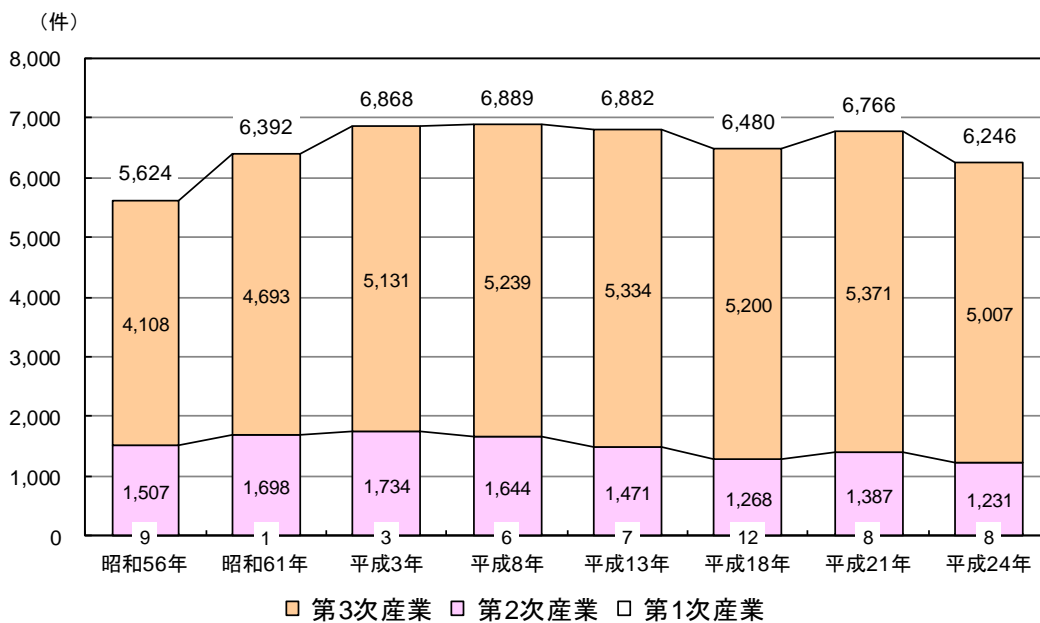


出典：統計あげお平成 26 年版



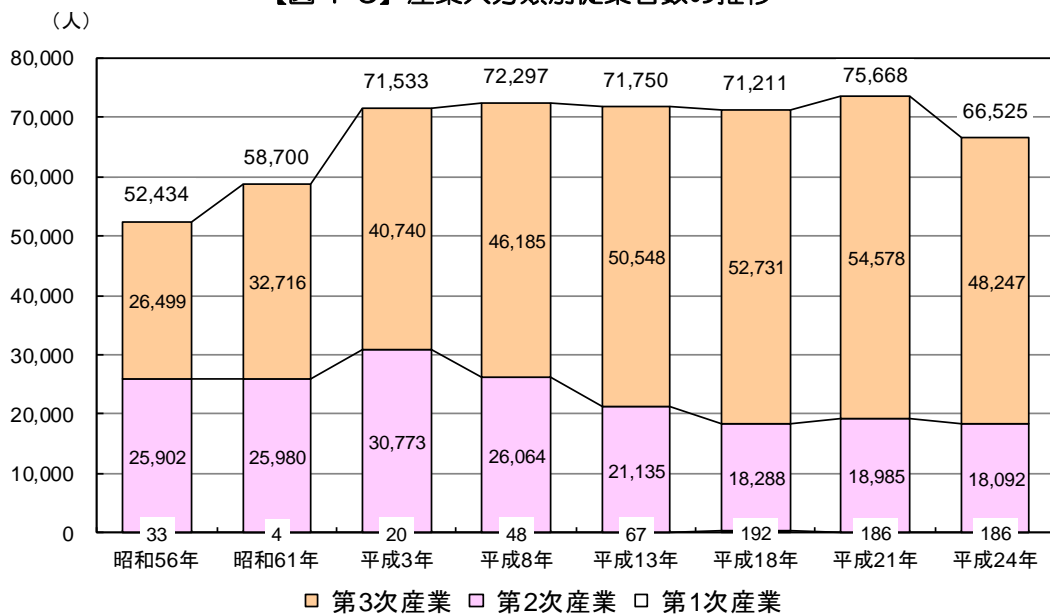


【図 1-8】 産業大分類別事業所数の推移



出典：統計あげお平成 26 年版

【図 1-9】 産業大分類別従業者数の推移



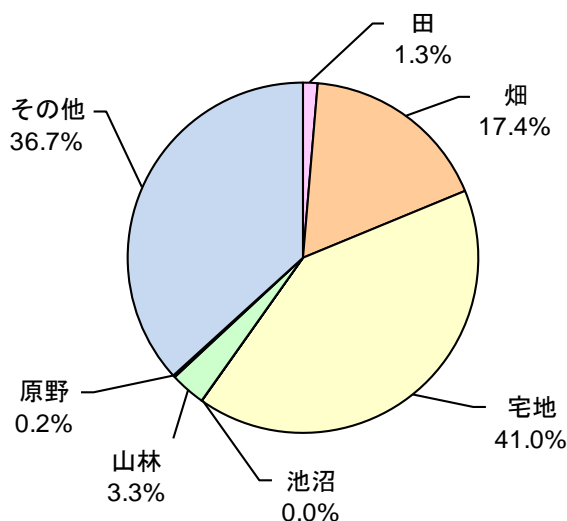
出典：統計あげお平成 26 年版

6. 土地利用

本市の地目別面積は、平成 26 年 1 月 1 日現在、宅地が最も多く、次いで畑となっています。

本市の総面積のうち、市街化区域は 2,521ha であり、市街化調整区域は 2,034ha となっています。また、用途地域のうち、第一種低層住居専用地域が最も多く、次いで第一種住居地域、第二種住居地域、第一種中高層住居専用地域となっています。

【図 1-10】地目別構成（平成 26 年 1 月 1 日現在）



出典：統計あげお平成 26 年版

【表 1-1】都市計画土地利用面積（平成 27 年 3 月 31 日現在）

土地利用の種類	面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域	4,555	100.0
市街化区域	2,521	55.3
市街化調整区域	2,034	44.7
用途地域	2,495.9	100.0
第一種低層住居専用地域	865.7	34.6
第二種低層住居専用地域	12.7	0.5
第一種中高層住居専用地域	264.2	10.6
第二種中高層住居専用地域	57.4	2.3
第一種住居地域	371.2	14.9
第二種住居地域	288.7	11.6
準住居地域	106.3	4.3
近隣商業地域	19.0	0.8
商業地域	42.3	1.7
準工業地域	228.3	9.1
工業地域	219.7	8.8
工業専用地域	20.4	0.8

※都市計画区域の面積は、国土地理院公表の面積とは異なります。

※用途地域最終変更 平成 27 年 3 月 27 日

出典：統計あげお平成 26 年版





第3節 環境政策と社会情勢の変化

1. 低炭素社会への対応

(1) 国のエネルギー政策・温室効果ガス排出量削減目標への対応

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所事故により、我が国のエネルギー政策は、大規模な調整を求められる事態に直面することとなりました。原子力発電所が停止した結果、原子力を代替するための電源として、天然ガス・石炭等の化石燃料を使用する火力発電所に依存する割合が震災前の 6 割から 9 割に急増し、それに伴い温室効果ガス排出量も増加しています。

政府は、平成 26 年に第 4 次となる「エネルギー基本計画」を閣議決定し、「安全性」、「安定供給」、「効率性」および「環境への適合」を図ることなどを基本的方針に掲げました。その後、平成 27 年 4 月には、総合資源エネルギー調査会の長期エネルギー需給見通し小委員会において、2030（平成 42）年度の電源構成（エネルギーミックス）目標として、「徹底した省エネルギーの推進を前提に、再生可能エネルギーは 22～24%、原子力は 20～22%等の電源構成」が示され、同年 7 月に決定しました。これに基づき、政府は「温室効果ガスを 2030 年度に 2013 年度比で 26.0%削減（2005 年度比で 25.4%削減）」とする約束草案（政府原案）をとりまとめ、同年 12 月にパリで開催された COP21（第 21 回締約国会議）において、国際的に合意されました。

将来のエネルギー需給については、原子力発電所の再稼働の是非など解決すべき問題もあり流動的な状況にありますが、これらの国の方針を踏まえて、本市から排出される CO₂ 排出量の削減目標を設定するとともに、引き続き、「再生可能エネルギーの活用」「効率的なエネルギー需給システムへの転換」および「省エネルギーの一層の拡充」を進めていく必要があります。

(2) 再生可能エネルギーの導入拡大

平成 24 年 7 月の「固定価格買取制度」の開始を契機に、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの利用が急速に普及しており、機器についても技術革新によりエネルギー変換効率の向上や設置コストの低減などが進んでいます。

再生可能エネルギーの活用は、CO₂ 排出量の抑制に加えて、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進めるうえでもより一層の導入拡大が求められています。

(3) 設備・機器の更新や建物の省エネルギー化による CO₂ 排出量の削減

東日本大震災の発生後、一連のエネルギー需給をめぐる問題のなかで、市民や事業者の省エネルギーに対する行動様式は大きく変化し、節電等の取組は「努力の対象」から「日常的な習慣」へと移行、定着しつつあります。

このような背景を踏まえて、CO₂ 排出量の削減にあたっては、これまで行われてきた節電等の省エネルギー行動の実践に加えて、家電機器や冷暖房・給湯機器等のよりエネルギー利用効率の高い機器への更新や導入、建物の断熱化といった削減効果の高い取組を普及・啓発させていく必要があります。

(4) 低炭素なまちづくりへの対応

これまでのCO₂排出量削減対策は、市民や事業者による自主的な省エネルギー行動を促進する施策が主眼でしたが、これらの取組行動は一行動当たりの削減量が低く、これまで以上の市民や事業者による自主的な取組行動の促進を図ったとしても、CO₂排出量の大幅な削減は難しいのが現状です。

そのため、省エネルギー建物への更新、市街地整備を契機とした再生可能エネルギーの導入促進および市民・事業者との連携による都市緑化の推進などを進め、まち自体がCO₂を排出しにくい低炭素型のまちへと転換を図っていく必要があります。

(5) 地球温暖化への適応策の推進

IPCC 第5次評価報告書では、「世界平均気温の上昇に伴って、ほとんどの陸上で極端な高温の頻度が増加することはほぼ確実であり、中緯度の大陸のほとんどと湿潤な熱帯域において、今世紀末までに極端な降水がより強く、頻繁となる可能性が非常に高い」と指摘されています。

こうした地球温暖化の影響と考えられるゲリラ豪雨の増加や熱中症搬送者数の増加など、温暖化の影響と考えられる現象が既に現れています。

そのため、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組むことが必要となっています。

具体的な適応策を考え、実施するには、環境分野のみの視点だけでなく、防災や福祉、社会・経済など総合的なまちづくりの視点から対応していく必要があります。

2. 循環型社会形成への対応

循環型社会形成推進基本法に基づき、容器包装リサイクル法から小型家電リサイクル法に至るまで、資源の有効利用を図るための法令が整備されてきたところですが、平成25年に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」において、廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目した循環型社会の形成への対応が明記されました。

「第三次循環型社会形成推進基本計画」においては、リサイクルに比べ取組が遅れている2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築を基本的方向の一つに掲げていることから、国の方針に則り、より一層の廃棄物の発生抑制と再利用に向けた取組の充実を図る必要があります。

3. 生物多様性への対応

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる「自然と共生する社会」を実現することを目的に「生物多様性基本法」が平成20年に施行されました。

また、平成24年に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」では、「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」ことを基本理念に、おおむね2020年までに重点的に取り組むべき施策の大きな方向性として、「生物多様性を社会に浸透させ





る」「地域における人と自然の関係を見直し・再構築する」「森・里・川・海のつながりを確保する」「地球規模の視野を持って行動する」および「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」の5つの基本戦略が提示されています。

この国の方向性を踏まえ、本市としては、市内に残された貴重な自然を次の世代に引き継ぐために、「知る」「守る」「育てる」ことに主眼をおき、生物多様性に配慮した施策を展開する必要があります。

第4節 中間見直しにおける課題の整理

1. 第2次上尾市環境基本計画の進捗状況

策定後5年が経過した「第2次上尾市環境基本計画」について、基本目標が達成され、望ましい環境像である「自然と人が共生する エコタウン・あげお」へと繋がっているか、進捗評価を実施しました。

(1) 評価方法

評価は、「成果指標」である環境状態（現況調査等により把握した統計的数値）、満足度（市民・事業者アンケートにより把握した市民の環境の状態への満足度）、環境向上点（「満足度」の前回調査からの増減ポイント）と、「参考となる指標」としての施策実施率（施策の実施状況調査により把握した市の取組の実施率）を用いながら、A～Cの3段階評価で行いました。

3段階評価の判断基準 A：良好 B：部分的に良好 C：要改善

(2) 進捗評価結果

全体的にみると、A評価が多い結果となり、全ての取組で改善に向かっており、市民の満足度も前回の調査結果から全ての項目で向上していることから、現行の取組は妥当であり、中間見直し後も継続して取組を実施することが必要です。

ただし、B評価となった取組を中心に、取組項目の再編、取組内容の見直しや拡充などの検討を行い、取組内容の充実・強化を図っていく必要があります。

基本目標	項目別方針	取組方針	評価	進捗評価結果
(1) やすらぎのあるまち	1-1 自然を守り 育てるまち	<1> 今ある自然の保護・保全	B	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の生息・生育空間である緑地・樹林地の保全の取組を進めており、市民の満足度が計画策定時より向上するなど、一定の取組成果を得ています。 ・生物多様性の保全に対する取組内容の拡充を図る必要があります。 ・環境保全活動への市民の参加率を高めていく必要があります。
		<2> 自然とのふれあいの促進	A	
	1-2 水辺や緑が 身近にある まち	<3> 緑化の推進	A	
		<4> 水辺環境の保全・整備	A	
		<5> 公園の整備	B	
		<6> 農地保全・活用	A	





基本目標	項目別方針	取組方針	評価	進捗評価結果
(2) 清らかで安全なまちに	2-1 公害のないまち	<7> 大気汚染の防止	B	<ul style="list-style-type: none"> ・法令により定められた環境基準を概ね達成しており、市民の満足度が計画策定時より向上するなど、一定の成果を得ています。 ・「大気汚染の防止」については、環境基準を満たしていない光化学オキシダント対策を強化するとともに、継続した取組が必要です。
		<8> 水質汚濁の防止	A	
		<9> 騒音・振動の防止	A	
		<10> 悪臭の防止	A	
		<11> 地盤沈下の防止	A	
		<12> 地下水・土壌汚染の防止	A	
		<13> 新たな公害の未然防止	A	
2-2 美しいまち	<14> ごみ散乱対策の強化	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ散乱対策として、定期パトロールによる監視やポイ捨て防止に係る啓発活動を中心に取組を実施しており、市民の満足度も高い結果となっています。 ・景観の保全・整備に向けて、埼玉県景観条例に基づく指導のほか、電線類の地中化などの取組を実施しており、市民の満足度も高い結果となっています。 ・市民・事業者が望む市の環境政策への意向に「ごみの不法投棄対策」、「まちの美化推進」が上位にあがっていることから、取組内容の拡充を図りながら、継続した取組が必要です。 	
	<15> 景観の保全・整備	A		
(3) 次世代を思いやるまちに	3-1 資源を大切に するまち	<16> 発生抑制を中心とした3R（スリー・アール）の推進	B	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量と分別収集に向けた啓発・指導の実施により、計画策定時点と比べ、ごみ排出総量および1人1日当たりのごみ排出量がともに減少するなど、一定の取組成果を得ています。 ・省資源・省エネルギー化に向けた取組は、公共施設における環境配慮型設備・機器の率先導入をはじめ、市民・事業者への啓発活動を中心に取組を実施していますが、市内のエネルギー使用量は横ばい、温室効果ガス排出量は増加傾向にあります。 ・市民・事業者・行政による取組の内容再編や見直し、拡充が必要です。
		<17> 省資源・省エネルギーの推進	B	
		<18> 歩行・自転車利用促進	A	
		<19> 水資源の有効活用	A	
	3-2 環境のために 行動するまち	<20> 環境に関する生涯学習の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題学習会や自然観察会等の普及・啓発イベントをはじめとする取組を実施していますが、市民の参加率は低くなっています。 ・環境活動については、より多くの市民・事業者の参加を促進するための取組内容の見直し、工夫が必要です。
		<21> 環境保全型の施設整備	A	
		<22> コミュニティ活動の促進	B	
		<23> 地球市民としての行動	B	

2. 中間見直しに伴う市民・事業者アンケートの結果

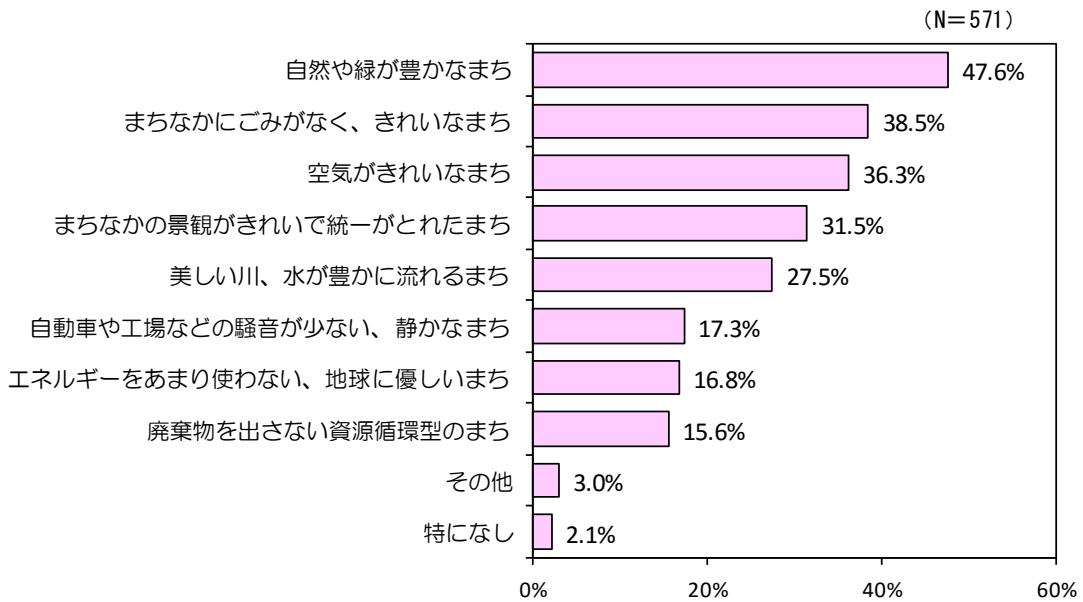
「第2次上尾市環境基本計画」の見直しにあたり、本市の環境に対する現状認識、日常生活における環境保全行動、市の環境施策に対する意向などについて、市民・事業者アンケート調査を実施しました。

(1) 市民が考える市の環境のあるべき姿

市民が考える本市の環境の将来あるべき姿については、「自然や緑が豊かなまち」(47.6%)が最も多く、次いで「まちなかにごみがなく、きれいなまち」(38.5%)、「空気がきれいなまち」(36.3%)となっています。

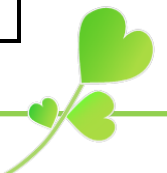
平成20年に実施した市民アンケート調査結果との比較では、上位3位までの回答に変動がないことから、「自然や緑が豊かなまち」、「まちなかにごみがなく、きれいなまち」、「空気がきれいなまち」を市民が望んでいることが分かります。

【図 1-11】上尾市の環境の将来あるべき姿【市民アンケート】



【表 1-2】上尾市の環境の将来あるべき姿に対する意識の変化【市民アンケート】

前回調査結果 (平成 20 年)	今回調査結果 (平成 26 年)
自然や緑が豊かなまち	自然や緑が豊かなまち
まちなかにごみがなく、きれいなまち	まちなかにごみがなく、きれいなまち
空気がきれいなまち	空気がきれいなまち
美しい川、水が豊かに流れるまち	まちなかの景観がきれいで統一がとれたまち
まちなかの景観がきれいで統一がとれたまち	美しい川、水が豊かに流れるまち
廃棄物を出さない資源循環型のまち	自動車や工場などの騒音が少ない、静かなまち
エネルギーをあまり使わない、地球に優しいまち	エネルギーをあまり使わない、地球に優しいまち
自動車や工場などの騒音が少ない、静かなまち	廃棄物を出さない資源循環型のまち



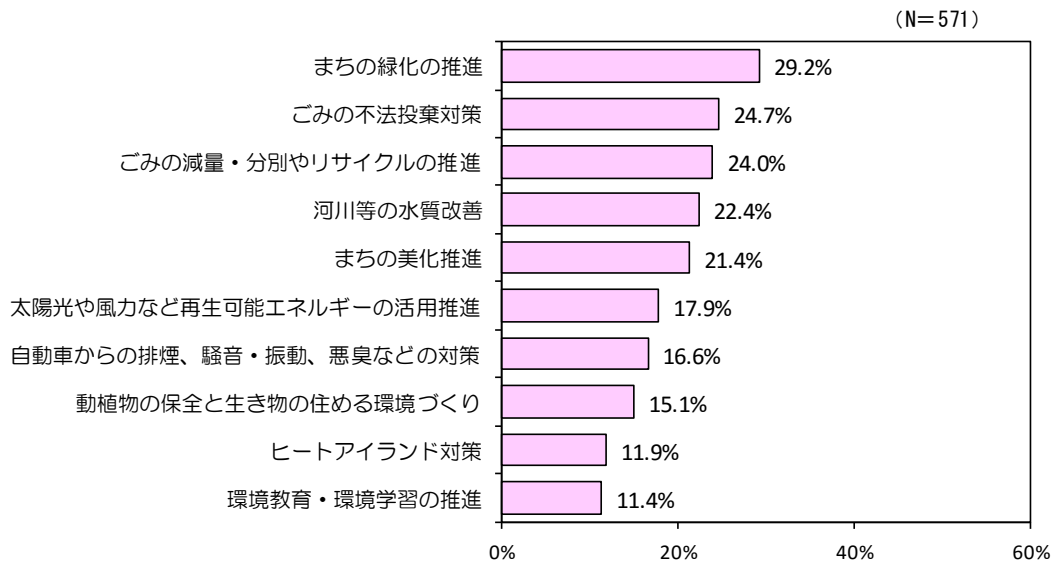


(2) 市が重点的に取り組むべきと考える環境施策

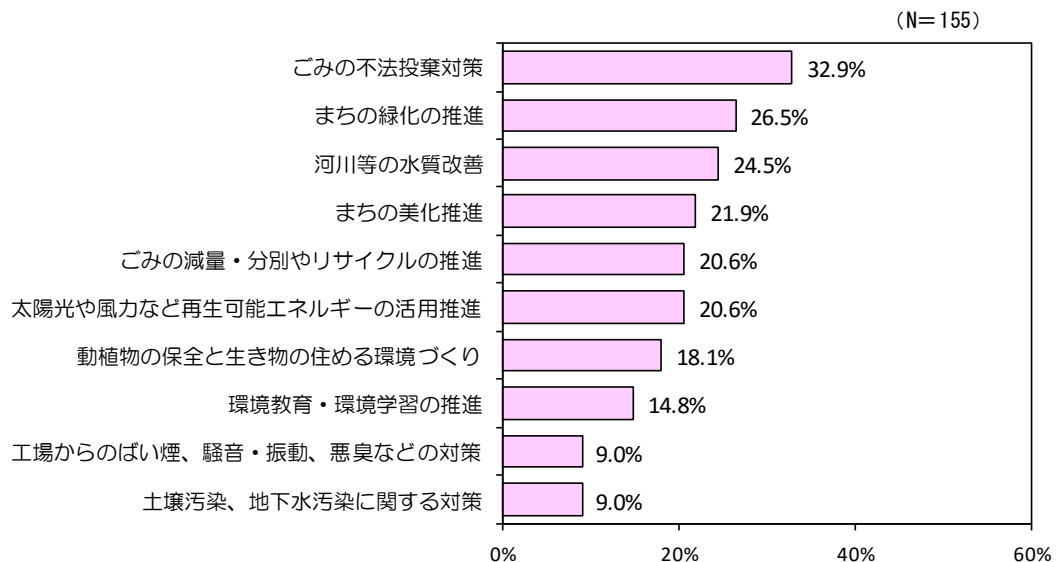
市民が考える本市が今後重点的に取り組むべき環境施策は、「まちの緑化の推進」(29.2%) が最も多く、次いで「ごみの不法投棄対策」(24.7%)、「ごみの減量・分別やりサイクルの推進」(24.0%) となっています。

また、事業者では、「ごみの不法投棄対策」(32.9%) が最も多く、次いで「まちの緑化の推進」(26.5%)、「河川等の水質改善」(24.5%) となっています。

【図 1-12】上尾市が重点的に取り組むべき環境施策(上位 10 位回答)【市民アンケート】



【図 1-13】上尾市が重点的に取り組むべき環境施策(上位 10 位回答)【事業者アンケート】



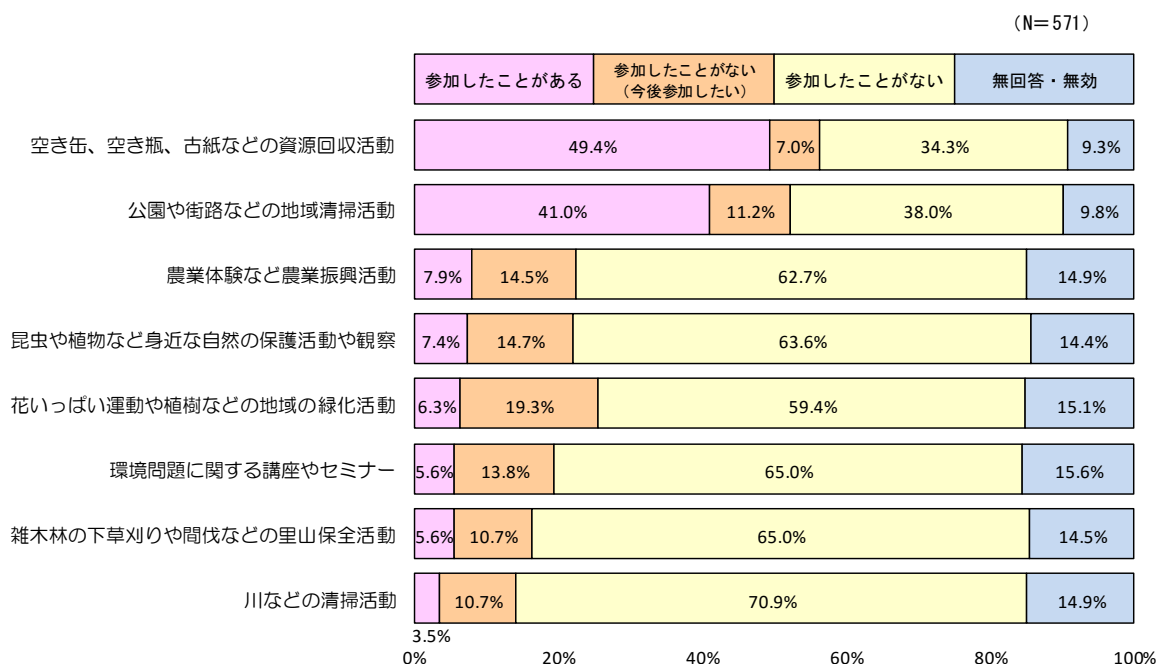
(3) 地域の環境活動への参加状況

市民の地域の環境活動への参加については、「空き缶、空き瓶、古紙などの資源回収活動」(49.4%)が最も参加率が高く、次いで「公園や街路などの地域清掃活動」(41.0%)、「農業体験など農業振興活動」(7.9%)となっています。

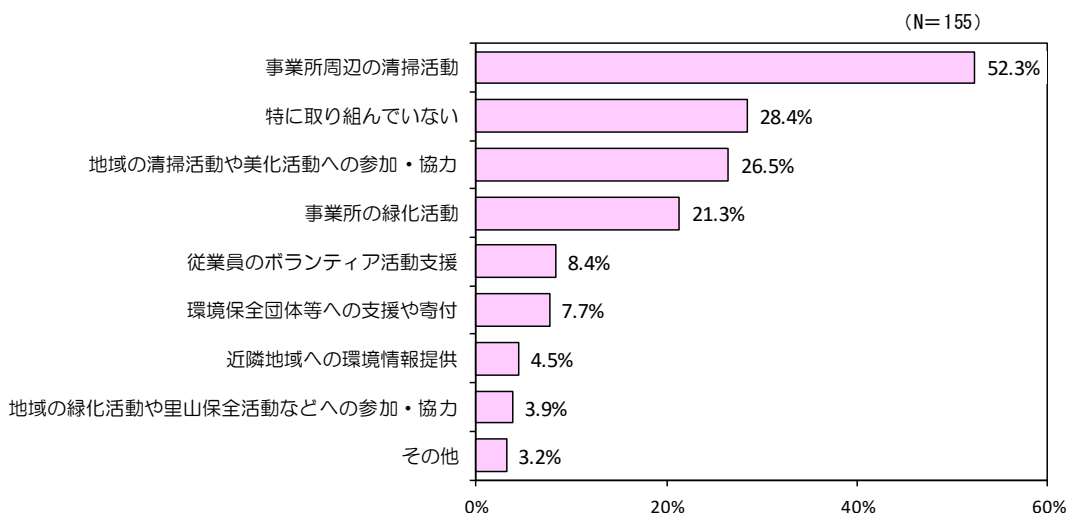
また、事業者では「事業所周辺の清掃活動」(52.3%)が最も多く、次いで「特に取り組んでいない」(28.4%)、「地域の清掃活動や美化活動への参加・協力」(26.5%)となっています。


本市が今後重点的に取り組むべきと考えている環境施策として、市民が「まちの緑化の推進」や「ごみの不法投棄対策」などを望む一方で、これらの環境改善に向けた環境活動への参加率は、市民・事業者ともに低いのが現状です。

【図 1-14】地域の活動への参加状況【市民アンケート】



【図 1-15】地域の活動への参加状況【事業者アンケート】





3. 市の環境を取り巻く課題

「第2次上尾市環境基本計画」の進捗評価結果および平成26年度に実施した市民・事業者アンケートの結果から、以下の点が課題として挙げられました。

(1) 市の環境状態における課題

自然環境については、「ふるさとの緑の景観地」の指定などを進めていますが、田・畑・山林などの自然的土地利用が減少するなど、現行計画策定時点よりも環境状態がやや低下しています。

生活環境については、大気、水質などのほとんどの生活環境分野における環境基準を達成しており、現行計画策定時点よりも改善の傾向にありますが、一部の河川の水質や光化学オキシダント^(※)については、環境基準が未達成となっています。

地球環境については、市域からのCO₂排出量は、2009（平成21）年以降は増加傾向にあり、特に家庭からの排出量の増加が顕著になっています。その背景としては、世帯数の増加や利便性・快適性を求めるライフスタイルへの変化などが挙げられます。

なお、平成26年度に実施した市民・事業者アンケートの結果、現在の市の環境状態に対する市民の満足度は、平成20年度の調査結果と比べて全ての項目で向上しており、現行計画の施策・取組が奏功しているといえます。

(2) 市民・事業者の環境保全行動の課題

市民および事業者が日常生活のなかで実践している環境保全行動は、「ごみの分別活動」をはじめとして、「節電活動」など手軽にできる行動の実施率が高く、「日常的な習慣」として定着しつつある様子がうかがえます。

一方で、経済的負担が必要な「太陽光発電など新エネルギー設備の利用」「設備・機器の更新」および「建物の省エネルギー化」といった取組への関心は高くなっていますが、実施率は低い状況にあります。

(3) 市民・事業者の市の環境施策に対する意向

今後、「市が重点的に取り組むべき」と考える環境施策として、市民の回答では「まちの緑化の推進」が最も多く、次いで「ごみの不法投棄対策」「ごみの減量・分別やリサイクルの推進」となっており、まちの緑化や環境美化など身近な環境課題への改善要望が高くなっています。

また、事業者の回答では「ごみの不法投棄対策」が最も多く、次いで「まちの緑化の推進」「河川等の水質改善」となっており、市民の意向と同様に、まちの緑化や環境美化など身近な環境課題への改善要望が高くなっています。

(※)【光化学オキシダント】…工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾン（O₃）などの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質のこと。

4. 中間見直しの方向性

「第2次上尾市環境基本計画」の進捗状況を踏まえ、中間見直しの方向性を以下のように定めました。この方向性に基づき、「第2次上尾市環境基本計画（改訂版）」を策定しました。

（1）低炭素社会の形成に向けた施策・取組の充実

現在、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）が未策定となっていることから、「上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として見直しを行い、包括的な省資源・省エネルギー対策の実施を図ります。

また、「上尾市都市計画マスタープラン」等と連動した低炭素型のまちづくりの推進に加え、国や県の方針および「第5次上尾市総合計画後期基本計画」の施策内容と連動しながら、地球温暖化適応策に関する取組を明確にします。

（2）循環型社会の形成に向けた施策・取組の充実

廃棄物の発生抑制を中心とした3Rの推進により、ごみ排出量の減少など一定の成果が現れていますが、国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、「ごみの発生抑制」、「再資源化の促進」に向けた取組の充実を図ります。

（3）自然共生社会の形成に向けた施策・取組の充実

「第2次上尾市環境基本計画」では、身近な自然の保全以外の具体的な施策・事業が挙げられていないなどの課題があるため、「生物多様性地域戦略策定の手引き」に沿って、「生物多様性への理解の促進」、「協働による生物の生息・生育環境の保全と再生」、「生物多様性の継承」についての施策を明確にします。

（4）「日常的な習慣」としての環境保全行動の定着・拡大に向けた施策・取組の充実

環境保全行動の定着・拡大に向けた取組については、環境分野の情報提供および環境イベントを中心に展開していますが、市民の参加率が低いことから、引き続きより多くの市民の興味を惹きつける活動内容の立案、親子連れが参加しやすい工夫などの改善策を講じるなど、さらなる取組の充実や市民活動の活性化を図ります。

子どもから大人まで全ての世代が環境保全に関心を持つとともに、正しい知識と環境意識を持って、「日常的な習慣」として環境保全行動を行うための意識啓発、自主的な活動の促進を図ります。

（5）環境指標・活動指標の見直し

着実な施策展開に向けて進行管理をするためには、計画期間内で施策の実現を目指す目安となる指標となり、かつ達成状況を検証できるような「環境指標」の設定が不可欠です。「第2次上尾市環境基本計画」に掲げられているこれらの指標のうち、取組成果が反映されにくい指標については見直しを行い、施策の達成度や進捗状況を把握しやすい指標を設定します。





第2章 計画で目指すもの

第1節 望ましい環境像

望ましい環境像とは、10年後、20年後に本市の環境の状況がどのようになっているかを描く、長期的な視点でとらえた目標となるものです。

望ましい環境像

自然と人が共生する エコタウン・あげお

今日の社会や経済の変化の状況を考えながら、環境への負荷を最低限に抑え、美しい地球と安全で快適な周辺環境を将来へ引き継いでいくことが、いま実践しなければならない大切なことです。

先人から受け継いできた誇るべき上尾市の環境を守り、育て、次世代へと継承し、自然と共生できる都市を目指すことが望まれます。

このような思いを込めて、「第2次上尾市環境基本計画」に掲げた望ましい環境像である「自然と人が共生する エコタウン・あげお」を本改訂版においても継承します。





第2節 目標と方針

望ましい環境像の実現に向けて、テーマごとに本市が目指すまちを設定したものが「目標」、目標を達成するために示した方向性が「方針」です。

3つの目標と6つの方針を、次のように設定しました。

目標 1

やすらぎのあるまちに

本市は、大宮台地の上に平地林や斜面林などが点在し、谷地や河川周辺の湿地や池沼など、周辺地域と比較しても豊かな自然環境が残されていましたが、昨今、宅地化が進む中で急速に失われつつあります。加えて、外来生物、特にアライグマの急増は深刻な問題となっており、生態系への悪影響のほか、農作物被害や家屋被害も発生しています。

森林や湿地、農地などは、空気浄化や水源涵養の機能を有するほか、野生生物の生息空間など多様な役割を担っており、この価値ある自然を本来の姿で保全する必要があります。また、自然環境に加え、まちなかの緑は、私たちに精神的なゆとりややすらぎをもたらすほか、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の対策にも繋がるものです。

このような自然環境や緑を保全・創出し、それらとふれあう機会を増やしていくことで、やすらぎのあるまちを目指します。

方針1-1

自然を守り 育てるまち

生物多様性の保全に向けて、緑地や水辺の改変を最小限にとどめるとともに、動植物の生息域である豊かな自然の維持・向上に向けた取組を展開します。また、自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供します。

方針1-2

緑や水辺が 身近にあるまち

市街地における緑や水辺を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを展開します。

また、農地が環境面において果たす様々な役割に着目し、遊休農地や耕作放棄地を有効に活用することで、その価値を高めていきます。

目標 2

清らかで安全なまちに

大気汚染や河川などの水質汚濁のほか、市街地や住宅地における近隣騒音や悪臭などの都市型・生活型公害は、都市化が進む中で顕在化している課題です。

なかでも、自動車騒音など幹線道路周辺の生活環境については、本市のみならず、広域での対応を必要とする重要な問題となっています。これらの公害問題の解決と防止に取り組み、公害のない清らかなまちを目指すとともに、ごみなどが散乱していない清潔で美しいまちなみの形成を目指します。

方針2-1

公害のないまち

大気・水質・騒音等に係る環境基準を達成し、市民が健康に生活できるような取組を展開します。

また、悪臭や地盤沈下、土壌汚染・地下水汚染のほか、ダイオキシン類や放射線などの情報収集や指導により、公害の発生を防止し、市民の健康が将来にわたって保障されるよう努めます。

方針2-2

美しいまち

市民一人ひとりが環境美化の意識を高め、まち全体が清潔で良好な生活環境を維持できるような取組を展開します。

また、周辺環境と調和のとれた美しいまちなみの形成に向け、景観保全・整備に努めます。



目標 3

次世代を思いやるまちに

地球温暖化をはじめとする環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、普段の私たちのライフスタイルを見直し、変えるだけでも、その解決に繋がるものです。

私たち一人ひとりが、自らの生活の場としての地域を地球規模の視野でとらえることのできる、いわば「地球市民」としての感覚を身に付け、環境に配慮した生活や経済活動を実践することが求められています。

このような観点において、美しい地球と環境の恵みを将来に継承することを目指し、省資源や省エネルギーをはじめ、再生可能エネルギーの導入・拡充など、地球環境問題の解決のための取組や、低炭素社会および循環型社会の構築を進めていきます。

方針3-1

低炭素化に取り組むまち

【上尾市地球温暖化対策
実行計画（区域施策編）】

省エネルギー活動の実践、再生可能エネルギーの導入、3Rの推進など、市や地域でできる地球温暖化対策に、市民・事業者・行政が一体となって取り組めます。また、温暖化による被害を軽減するため、適応策を推進します。

方針3-2

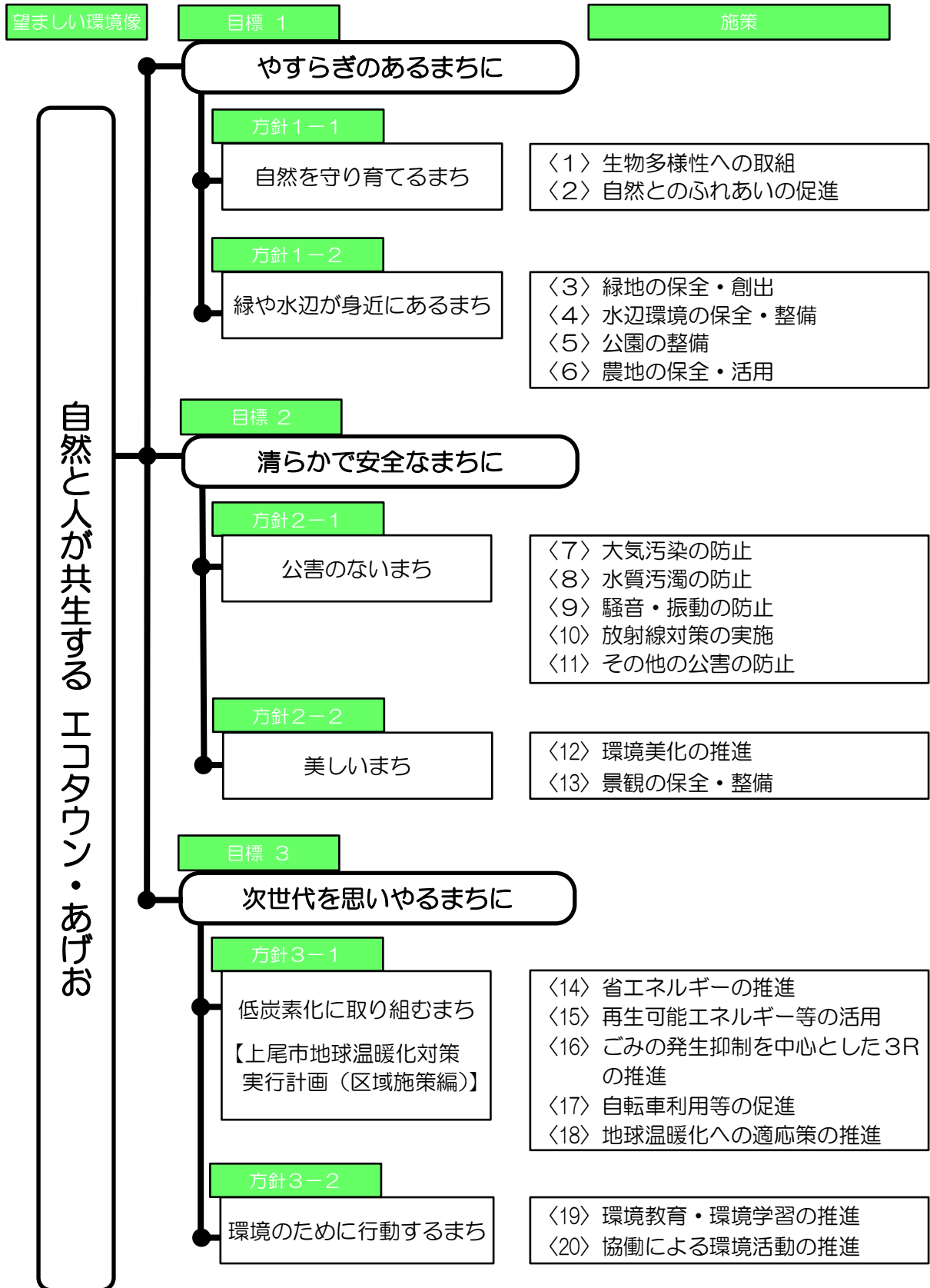
環境のために行動するまち

子どもから大人までが環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取組を展開します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていきます。

第3章 施策の展開

第1節 施策体系





第2節 施策と取組

目標 1 やすらぎのあるまちに

方針1-1

自然を守り育てるまち

施策〈1〉 生物多様性への取組

生物多様性の保全と生態系サービス^(※)の持続可能な利用に向けて、生物多様性を「知る」、生き物の生息・生育環境を「守り、育てる」などの施策を展開し、上尾市本来の自然の豊かさを将来の世代に伝えていきます。

取組		担当部署
①	自然と人との共生につながる生物多様性に関して市民の理解を深めるため、環境イベントにおいて情報発信を行います。	環境政策課
②	市内に生息している動植物の種類や生息環境を知るため、市民参加による生き物調査を行います。	環境政策課
③	市内の緑地や動植物を保護するため、緑地保全地区の指定や「ふるさとの緑の景観地」といった緑の公有地化を進めます。 【施策〈3〉①と同じ】	みどり公園課
④	地域で親しまれている雑木林や貴重な樹木などを保全するため、保存樹木・保存樹林として指定します。 【施策〈3〉②と同じ】	みどり公園課
⑤	多様な生物の生息・生育の場として、水田や畑、農業用排水路などの「農」の環境を保全します。	農政課
⑥	地域本来の生物を保護するため、特定外来生物などによる生態系への被害防止に努めます。	環境政策課 生活環境課

環境指標	実績値	指標の方向性
生物多様性確保の能力を有する緑地の面積	65,545 m ²	→
動植物の生息・生育地の一つである「ふるさとの緑の景観地」の公有地化面積を拡張することで、生物多様性が確保される場所を増大させます。		
特定外来生物の駆除数（アライグマ）	26 頭	→
地域本来の生物に影響を与える特定外来生物の一種であるアライグマの駆除を進めることで、生態系の保全につなげます。		

(※)【生態系サービス】…人々が生態系から得ることのできる便益のこと。

～ 特定外来生物とは？ ～

外来生物とは、もともとその地域にいなかったのに、人間によって他の地域から入ってきた動物・植物のことを指します。このような外来生物が国内に侵入し定着してしまうと、日本固有の生態系に様々な影響を及ぼしたり、人に危害を加えたり、病気を拡げたり、あるいは農林水産業へ被害を及ぼす可能性があります。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」では、もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを「特定外来生物」として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されています。

埼玉県内では、アライグマの増加が懸念されています。アライグマは、北米原産の中型哺乳動物で、ペットとして輸入されて飼われていたものが逃げたり放されたりして野生化し、比企地域を中心に急激に生息数を増やしており、人家に住み着いたり、農作物被害などを引き起こしたりして問題となっています。



このため、県では外来生物法に基づき「埼玉県アライグマ防除実施計画」を策定し、平成 19 年 3 月から、県内市町村や関係機関と連携を図りながら計画的に被害対策を行っています。平成 26 年度は 54 市町村で 3,541 頭を捕獲・駆除しました。

出典：「埼玉県ホームページ」「埼玉県環境白書」「特定外来生物等一覧（環境省）」





施策〈2〉	自然とのふれあいの促進
-------	-------------

自然観察会や農業体験といった市民が自然とふれあう機会を増やすため、環境活動の支援や環境イベントの共同開催など、市民団体や事業者との協働により推進します。

取 組		担当部署
①	市民が自然とふれあう機会を増やすため、市民団体や事業者と協働し、自然観察会や農業体験などの体験型環境学習を充実させます。【施策〈19〉⑤と同じ】	環境政策課 農政課 みどり公園課
②	市民がふれあえる自然を守るため、市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動を支援します。【施策〈20〉③と同じ】	環境政策課
③	身近な自然に親しんでもらうため、市内に残された貴重な自然を環境学習の場として活用します。【施策〈19〉③と同じ】	環境政策課
④	保存樹林の中でも良好な自然環境を形成している箇所を特別緑地に指定し、「ふれあいの森」として市民に開放します。	みどり公園課

環境指標	実績値	指標の方向性
自然体験型イベントへの参加者数	2,000 人	→
自然観察会・農業体験など体験型環境イベントを通して環境への関心を高め、自然とのふれあいを促進します。		

方針1-2

緑や水辺が身近にあるまち

施策〈3〉 緑地の保全・創出

身近な緑は、市民に安らぎと憩いの場を提供するとともに、ヒートアイランド現象への対策としても有効です。

市内に残された貴重な緑地を保全するため、緑地保全地区の指定や緑の公有地化を推進するとともに、民間の緑地・樹木の維持管理に協力します。

さらに、計画的な公園の整備や緑化指導により、地域の緑の創出を図ります。

取組		担当部署
①	市内の緑地や動植物を保護するため、緑地保全地区の指定や「ふるさとの緑の景観地」といった緑の公有地化を進めます。 【施策〈1〉③と同じ】	みどり公園課
②	地域で親しまれている雑木林や貴重な樹木などを保全するため、保存樹木・保存樹林として指定します。 【施策〈1〉④と同じ】	みどり公園課
③	ふれあいの森等の緑地を維持管理するため、緑の募金を主体とした「みどりの基金」の適切な運用に努めます。また、公有地化の推進のため、新たな収入源の確保を検討します。	みどり公園課
④	身近な自然や公園を維持管理するため、市民や事業者との協働による緑のパートナーシップ制度 ^(※) の拡大を図ります。 【施策〈5〉④と同じ】	みどり公園課
⑤	「上尾市開発行為における公園および緑地の設置に関する基準」に基づき、事業者が開発行為を行う際には、開発区域の緑化を指導します。	みどり公園課
⑥	まちの緑を維持するため、公園の樹木などを適切に管理します。	みどり公園課
⑦	「工場立地法」に基づき、特定工場の緑地率の向上を目指します。	商工課
⑧	市内の緑の状況を把握し、今後の施策に活かすため、必要に応じて「みどりの実態調査」を行います。	みどり公園課

環境指標	実績値	指標の方向性
開発指導により新たに創出された緑地の面積	0.42ha	→
開発行為に対して緑地の設置を指導することにより、新たな緑地の創出を図ります。		

(※)【緑のパートナーシップ制度】…公園管理協定に基づき、公園の軽易な管理作業を行う地域の団体等に対し報償金を交付して、良好な都市環境と健全な街づくりを目指す制度のこと。





施策〈4〉	水辺環境の保全・整備
-------	------------

河川や農業用排水路などの水辺環境の維持管理を行い、水辺に親しめる場を確保するとともに、水辺の生物が生息・生育できる環境づくりに努めます。

取 組		担当部署
①	生物が生息しやすい水辺環境を作るため、河川の水質改善や水辺空間の再生などに努めます。	河川課
②	水辺に親しめるような護岸づくりについて整備方針を立て、段階的に改善・整備します。	河川課
③	堤防や護岸等の損傷箇所の発見や不法投棄の監視のため、河川パトロール等を実施します。	河川課
④	潤いとやすらぎのある景観や環境教育の場を保つため、水田や農業用排水路といった水辺環境を保全・管理します。	農政課

環境指標	実績値	指標の方向性
河川における不法投棄の件数	4 件	→
河川パトロール等による監視により、河川にごみ不法投棄されるのを防ぎ、水辺環境の保全につなげます。		

～ 郷土愛が原動力★憩いの場としての水辺再生 ～
（第2回あげお環境賞受賞 鴨川を愛する会）

以前の鴨川は、真っ黒いヘドロがたまり悪臭を放つ、生き物の姿もない汚い川でした。この状況に危機感を抱き、地域の子もたちが水辺で遊び、市民が憩える空間になるように、できることから行動していこうと1987年に会が結成されました。

活動は河川内のごみを拾うクリーン作戦、ごみ投棄の禁止を訴える看板の設置、市内小学校での環境学習として鴨川の話や水質検査、捕獲した魚の観察などを行っています。

このような地道な活動が功を奏し、今では多くの生き物が暮らす癒しの空間となっています。



施策〈5〉

公園の整備

市民が身近に親しめる公園を整備し、既存公園の改修や協働による維持管理を行います。

取 組		担当部署
①	市民の身近な憩いの場を増やすため、土地区画整理事業で確保した用地を新たな公園として整備します。	みどり公園課
②	新たな公園を創出するため、空閑地 ^(※) や生産緑地地区の公有地化に努めます。	みどり公園課
③	市民のニーズにあった公園を整備するため、設計から維持管理まで地域住民の参加を呼びかけます。	みどり公園課
④	身近な自然や公園を維持管理するため、市民や事業者との協働による緑のパートナーシップ制度の拡大を図ります。 【施策〈3〉④と同じ】	みどり公園課
⑤	身近で自然とふれあい、学べる場を増やすため、既存公園の改修等を進めます。	みどり公園課

環境指標	実績値	指標の方向性
都市公園の面積	88ha	→
身近に利用できる都市公園の面積を拡大することで、市民の憩いの場、自然とふれ合える場を増やします。		

～ 知る人ぞ知る！まちの人気スポットは公園のトイレ ～
(第13回あげお環境賞受賞 渡邊 義夫さん)



地域のみなさんが気持ちよく利用できるようにと、渡邊さんは平成18年から錦町中央公園のトイレの清掃を週3回継続して実施しています。

この上平地区自慢のきれいなトイレは、公園で遊ぶ親子だけではなく、郵便配達や宅配をされる方なども利用するほどです。渡邊さんの活動は地域をあげて支援されており、トイレ横には自治会で作った掃除用具入れが設置されています。

お近くにお越しの際には、ぜひ一度ご覧ください。

(※)【空閑地】…休耕畑地その他の空き地を市が借り受け、これを効率的に利用することにより、地域環境の保全並びに地域住民の福祉および体育の向上を目的に活用する用地のこと。





施策〈6〉	農地の保全・活用
-------	----------

作物の生産や良好な景観の形成、生物の生息・生育といった多面的な役割を担う農地を保全するため、市民農園の利用を促進するとともに、環境に配慮した自然農法を奨励します。

取 組		担当部署
①	都市における農地を保全するため、農地所有者への市民農園の開設を呼びかけるとともに、市民への利用促進を図ります。	農政課
②	環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進めるため、減農薬農法や有機農法などの指導や補助を行います。	農政課
③	農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。【施策〈20〉④と同じ】	農政課
④	地産地消により、地域農業を活性化させるため、直売施設の充実や「あげお朝市」に対する支援、地場産品の学校給食への活用などを推進します。	農政課 学校保健課
⑤	遊休農地や耕作放棄地を解消するため、農地パトロールを実施し、利用権設定の促進を図ります。	農政課 農業委員会事務局

環境指標	実績値	指標の方向性
利用権が設定された農地の面積	58.8ha	→
農業者と農地所有者との間で農地貸借等の権利（利用権）が設定された農地面積を拡大することで、新たな耕作放棄地の発生を防止し、農地の保全を図ります。		

目標 2 清らかで安全なまちに

方針 2-1

公害のないまち

施策〈7〉 大気汚染の防止

大気汚染の原因となる揮発性有機化合物（VOC）や浮遊粒子状物質の発生を抑制するため、市内の大気の状態を継続して把握するとともに、市民・事業者への意識啓発に努めます。

取組		担当部署
①	市内の大気環境を把握するため、市内の観測所で定期的に大気の観測を行うほか、迅速な情報収集や効果的な対策のため県との連携を強化します。	生活環境課
②	揮発性有機化合物の排出を抑制するため、大気汚染の防止に関する意識啓発を行い、自主的な取組を促進します。また、PRTR制度 ^(※) について広報に努めます。	生活環境課
③	工場・事業場等による大気汚染を防止するため、ばい煙発生施設やボイラー等を設置している事業者に対し、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。	生活環境課
④	自動車からのCO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市民や事業者エコドライブやアイドリングストップの実践を促します。【施策〈14〉⑨と同じ】	環境政策課 生活環境課
⑤	市内全体での自動車利用を減らし、CO ₂ やその他の排出ガスの抑制につながるよう、市内循環バスを中心とする公共交通機関の充実や利便性の向上を図ります。【施策〈17〉⑥と同じ】	交通防犯課

環境指標	実績値	指標の方向性
光化学スモッグ注意報の発令回数	9回	→
大気汚染の原因物質の発生抑制により、光化学スモッグの発生を減らすことで、大気汚染による健康被害の低減を図ります。		

(※)【PRTR 制度】…人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量および廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。





施策〈8〉	水質汚濁の防止
-------	---------

市内の河川や地下水の水質汚濁の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者への意識啓発を実施するなど、水質浄化対策を推進します。

取 組		担当部署
①	家庭の生活雑排水による環境負荷を低減するため、市民に生活排水に関する配慮事項を具体的に示し、周知します。	生活環境課
②	河川や地下水の水質状況を把握するため、定期的な水質調査を行い、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。 【施策〈11〉③と同じ】	生活環境課
③	河川の水質浄化を行うため、流域の自治体と組織した連絡協議会に参加し、効果的な対策を広域的に取り組みます。	環境政策課 河川課 下水道施設課
④	工場・事業場等による水質汚濁を防止するため、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。	生活環境課
⑤	生活排水を適正に処理し、河川等の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する市民に対し補助します。	生活環境課
⑥	河川等の公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備を計画的に進めます。	下水道施設課

環境指標	実績値	指標の方向性
水質汚濁防止法および埼玉県生活環境保全条例に基づく工場・事業場の排水基準の適合率	82.3%	→
工場・事業場への立入検査や指導により、排水基準に適合している工場等の割合を増加させることで、公共用水域の水質保全を図ります。		

施策〈9〉

騒音・振動の防止

騒音・振動の被害を防止するため、市内の道路交通騒音・振動の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者に対し、騒音・振動の発生抑制について啓発・指導を行います。

取組		担当部署
①	市内の道路環境の改善を図るため、騒音・振動測定により道路交通騒音や振動の状況を把握し、補修の必要がある場合には道路管理者に要請します。	生活環境課
②	住工混在による騒音・振動の問題を未然に防ぐため、土地利用の適正化を図ります。	都市計画課
③	市民の快適な生活環境を維持するため、市民・事業者に対し、騒音・振動の発生抑制について啓発・指導を行います。	生活環境課

環境指標	実績値	指標の方向性
道路騒音・振動にかかる要請限度の達成状況	90%	→
道路騒音・振動にかかる要請限度を超えず基準を達成している割合を向上させることで、騒音・振動の改善に努めます。		

施策〈10〉

放射線対策の実施

市内の空間放射線量や放射性物質を測定し、測定結果を公表するとともに、基準値を超える放射性物質が検出された場合は、除染等の適切な措置を実施します。

取組		担当部署
①	市内の学校・保育所・公園等の空間放射線や学校給食食材および農作物の放射性物質を測定し、結果を広く公表します。	生活環境課
②	基準値を超える放射性物質が検出された場合は、除染、食材の使用停止および農作物の販売停止などの措置を実施します。	生活環境課

環境指標	実績値	指標の方向性
公共施設の放射線量測定箇所において基準値を超えている箇所数	0か所	→
公共施設における空間放射線測定の定期的な実施により、基準値を超えている箇所を0か所に維持することで、放射能による不安や健康被害を防ぎます。		





施策〈11〉	その他の公害の防止
--------	-----------

悪臭、地盤沈下、地下水・土壌汚染等の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者に対し、公害防止に向けた啓発・指導を行います。

取組		担当部署
①	市内の工場・事業場等からの悪臭を防止するため、発生状況を把握し、発生源への指導を実施します。	生活環境課
②	地盤沈下を防止するため、県とともに継続的な調査および監視を行います。	生活環境課
③	河川や地下水の水質状況を把握するため、定期的な水質調査を行い、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。 【施策〈8〉②と同じ】	生活環境課
④	工場・事業場等による土壌汚染を防止するため、事業者に対し、土壌汚染防止に関する意識啓発や指導を行います。	生活環境課
⑤	市内のダイオキシン類の汚染実態を把握するため、大気および河川のダイオキシン類の調査を実施します。	生活環境課
⑥	ばい煙・悪臭・ダイオキシン類の排出抑制を図るため、野焼きの禁止、もしくは自粛するよう指導します。	生活環境課
⑦	アスベストによる健康被害を防止するため、事業者が建築物の解体工事等を実施する際には、アスベストの飛散防止の措置を講じ、適正な廃棄物処理を実施するよう指導します。	生活環境課
⑧	アスベストによる健康被害を防止するため、アスベストを使用している民間建築物の把握と、所有者に対するアスベスト分析調査のための補助を実施します。	建築安全課

環境指標	実績値	指標の方向性
悪臭にかかる苦情件数	8件	→
工場・事業場等からの悪臭について、状況を把握し、指導することにより、良好な生活環境の維持に努めます。		
ダイオキシン類等の環境基準の達成状況（大気）	100%	→
ダイオキシン類について状況把握や排出抑制の指導により、環境基準の達成率を100%に維持することで、汚染による健康被害を防ぎます。		
アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数	16棟	→
アスベストの使用状況把握と分析調査への補助により、アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数を減らすことで、健康被害を防ぎます。		

方針2-2

美しいまち

施策〈12〉 環境美化の推進

ごみの散乱や不法投棄を防止するため、環境美化に対するモラルを向上し、美しいまちづくりを進めます。

取組		担当部署
①	ごみの散乱を防止するため、ごみの分別方法や収集日、リサイクル品の回収日の周知、ごみ散乱防止ネットの設置を指導します。	西貝塚 環境センター
②	資源物の持ち去り行為を防止するため、監視パトロールを強化します。	西貝塚 環境センター
③	ごみの適正処理とまちの環境を保全するため、道路・河川などの不法投棄ごみの撤去を行います。	道路課 河川課
④	路上へのたばこの吸殻の散乱を防止するため、「路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、指定された区域内での路上喫煙を禁止します。	生活環境課
⑤	まちの環境美化を推進し、快適な生活環境を保持するため、空き缶等のポイ捨てやペットの排泄物の放置を防止します。	生活環境課
⑥	市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。【施策〈20〉⑤と同じ】	生活環境課

環境指標	実績値	指標の方向性
クリーン上尾運動 ^(※) のごみ回収量	25t	→
環境美化に対するモラルの向上により、ごみの不法投棄やポイ捨て等を減らすことで、ごみのない美しいまちを目指します。		

(※)【クリーン上尾運動】…市内に散乱するごみ・空き缶を回収するとともに、清掃活動やリサイクル活動をとおして市民の環境意識の高揚を図るため、関東統一美化キャンペーン実施日(5月30日=ごみゼロの日)を中心に、地区(上尾・平方・原市・大石・上平・大谷・原市団地・尾山台団地・西上尾第一団地・西上尾第二団地)ごとに実施される美化活動。





施策〈13〉	景観の保全・整備
--------	----------

良好なまちの景観を形成するため、農地の保全や周囲と調和のとれた建物への誘導を図るとともに、景観を阻害するような違法看板などを撤去します。

取組		担当部署
①	まちの景観の改善や防災対策のため、優先地域の選定を行い、電線類の地中化について、国や県、電力会社へ要請します。	道路課
②	良好なまちの景観を形成するため、一定規模を超える建築物や工作物の建築等が行われる際は、色彩や形状などを地域の環境と調和のとれたものとするよう指導します。	都市計画課
③	まちの景観維持のため、「埼玉県屋外広告物条例」に違反した景観を阻害するはり紙や捨て看板等の除去対策を進めます。	道路課
④	残された田園風景を保持するため、水田や畑などが織りなす「農」の景観の保全に努めます。	農政課
⑤	建築物等の色彩を周囲の環境と調和のとれたものにするため、街づくり推進条例を活用した住民主体のまちづくり活動の支援を通じて、地区計画を策定します。	都市計画課

環境指標	実績値	指標の方向性
街づくり協議会活動を通じ策定した地区計画数	3	→
建築物等の色彩を周囲の環境と調和をとるよう記した地区計画数を増加することで、景観に配慮したまちづくりにつなげます。		
違反屋外広告物看板の撤去枚数	9,909 枚	→
条例に違反した景観を阻害する屋外広告物の除去対策を進めることで、良好なまちの景観づくりに努めます。		

目標 3 次世代を思いやるまちに

方針3-1

低炭素化に取り組むまち 【上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

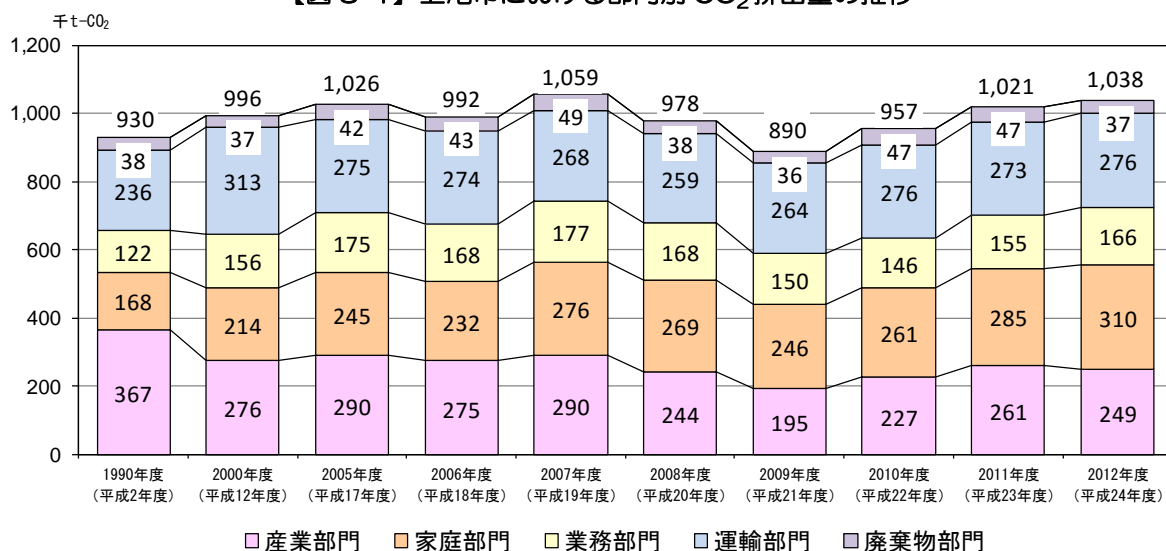
1. 上尾市のCO₂排出量の状況

上尾市から排出される温室効果ガス排出量のうち約96%が二酸化炭素（CO₂）によるものです。

市内から排出されるCO₂排出量は、2009（平成21）年度を下限として、近年は増加傾向にあり、2012（平成24）年度は1,038千t-CO₂となっています。

部門別のCO₂排出量をみると、「家庭部門」からの排出量が増加傾向にあります。2012（平成24）年度における部門別CO₂排出量は、「家庭部門」（29.8%）が最も多く、次いで「運輸部門」（26.6%）、「産業部門」（23.9%）となっています。

【図3-1】上尾市における部門別CO₂排出量の推移



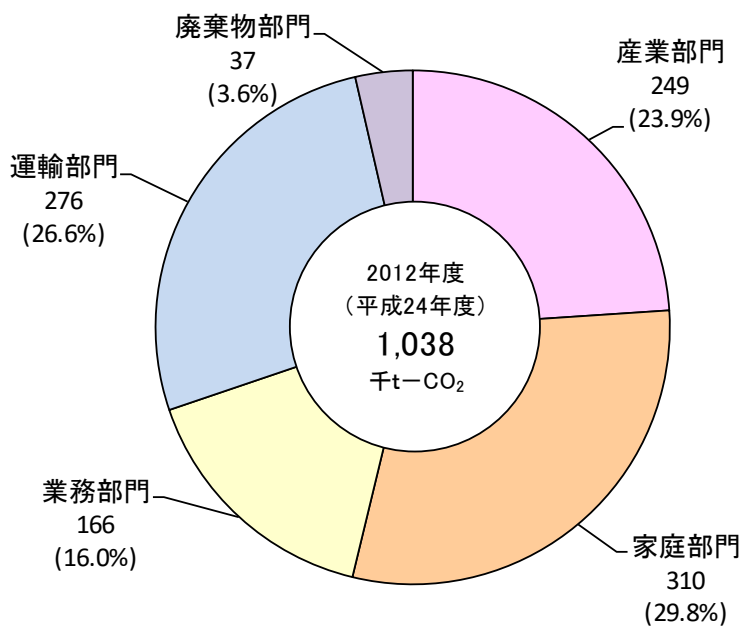
出典：「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2012年度」

<各部門が対象としているCO₂について>

- 産業部門…第一次・二次産業の産業活動で消費したエネルギーから生じたCO₂
- 家庭部門…家庭が住宅内で消費したエネルギーから生じたCO₂
- 業務部門…第三次産業の産業活動で消費したエネルギーから生じたCO₂
- 運輸部門…家庭および企業が人・物の輸送・運搬で消費したエネルギーから生じたCO₂
- 廃棄物部門…廃棄物の焼却により生じたCO₂



【図 3-2】 上尾市における部門別 CO₂ 排出量の割合（2012 年度）



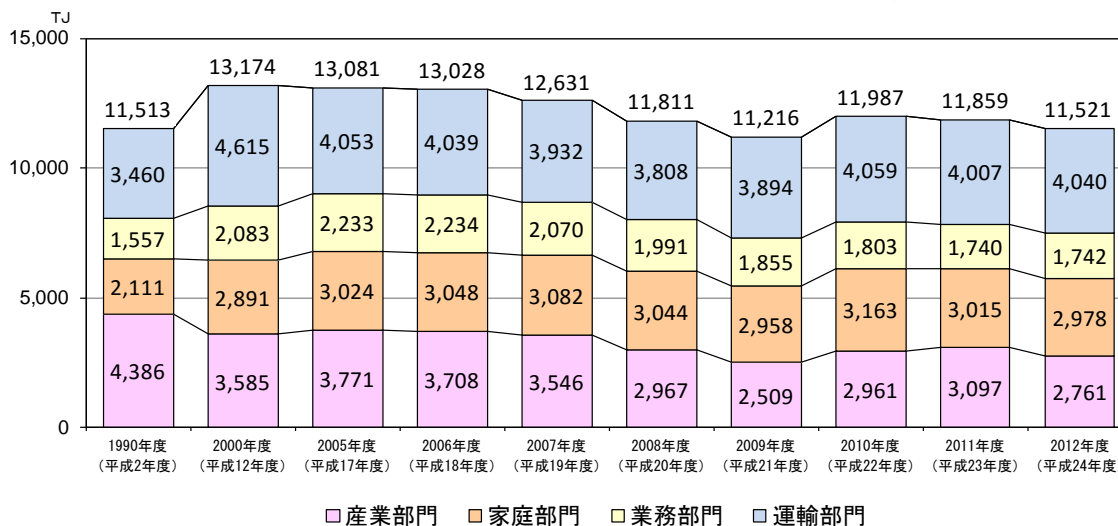
出典：「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2012 年度」

【参考】 上尾市のエネルギー使用量の状況

上尾市の年間エネルギー使用量は、2008（平成 20）年度以降、約 12,000TJ [テラジュール] 前後で推移しており、2012（平成 24）年度は 11,521TJ となっています。

2012（平成 24）年度における部門別エネルギー使用量は、「運輸部門」（35.1%）が最も多く、次いで「家庭部門」（25.9%）、「産業部門」（24.0%）、「業務部門」（15.1%）となっています。

【図 3-3】 上尾市における部門別 エネルギー使用量の推移



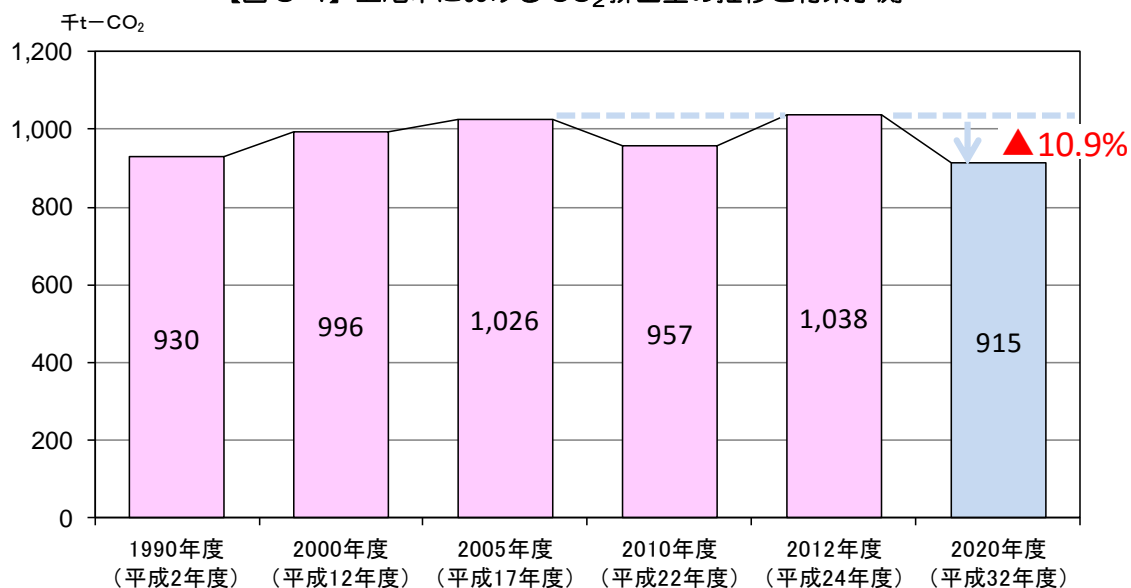
出典：「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2012 年度」

2. 上尾市のCO₂排出量の将来予測

東日本大震災後に改訂された「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050 (改訂版) 埼玉県地球温暖化対策実行計画」を参考に、基準年次を 2005 (平成 17) 年度とし、電力の CO₂ 排出係数を基準年次の値 (0.368kg-CO₂/kWh) で固定した場合、目標年次である 2020 (平成 32) 年度において、追加対策を施さなかった場合の上尾市の CO₂ 排出量の将来推計結果は以下のとおりです。

国内における省エネルギー化の一層の推進や設備機器の高効率化などを背景に、CO₂ 排出量は 2020 (平成 32) 年度には基準年次から 10.9%減の 915 千 t-CO₂ と予測されます。

【図 3-4】上尾市における CO₂ 排出量の推移と将来予測



3. CO₂の削減目標

望ましい環境像の実現に向けて市民・事業者・行政などの各主体がそれぞれの責任と役割を果たし、地域総ぐるみで温暖化対策を進めていくため、CO₂排出量の削減目標を設定します。

(1) 削減率の設定の考え方

削減率の設定にあたっては、政府約束草案である『2030年度に2013年度比▲26.0%（2005年度比▲25.4%）』のほか、県の「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（改訂版）」の『2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量（需要側）を2005年比21%削減する』の目標を踏まえ、削減の見通しなどを総合的に勘案する必要があります。

しかしながら、国のエネルギー政策やエネルギーミックスの先行きが不透明なこと、電力会社による電力のCO₂排出係数改善が不透明なことから、これらの動向に影響されず、市民や事業者など電力需要側が責任を持てる部分に特化していくこととします。

(2) 削減目標

上尾市がこれまで実施してきた地球温暖化防止に向けた取組に加えて、市民や事業者の省エネルギー行動の拡大に向けたさらなる支援により、見込まれる削減量を考慮した結果、以下の削減目標を掲げます。

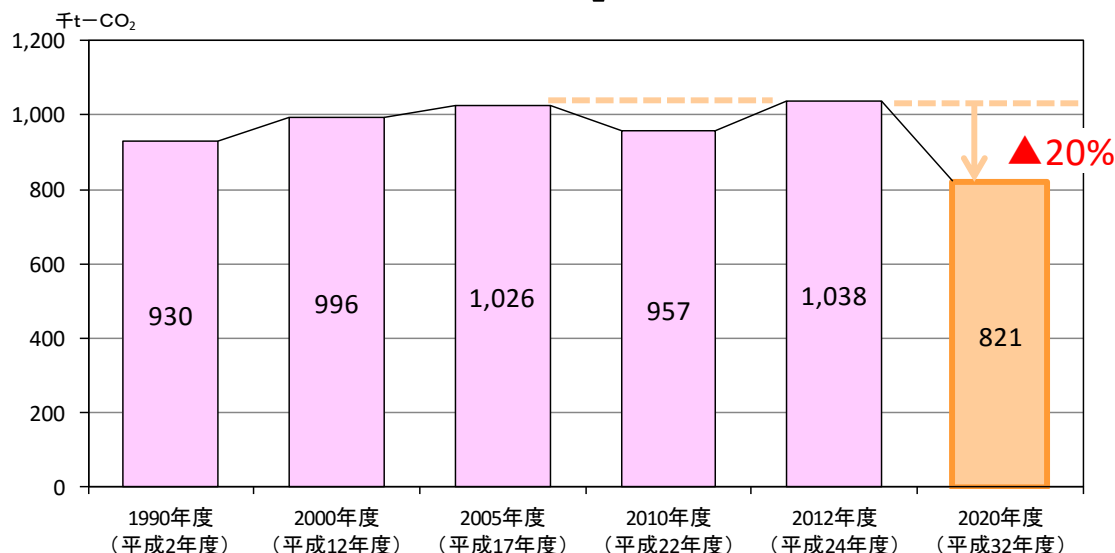
2020（平成32）年度までに上尾市のCO₂排出量を
2005（平成17）年度比20%削減する

（※ 目標年度において、CO₂排出係数は2005年度の係数で算出しています。）

この削減目標は、国のエネルギー政策の見通しが明らかになるまでの中期目標であり、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいく道標となるものです。

基準年次の2005（平成17）年度から約205千t-CO₂、2012（平成24）年度からは約218千t-CO₂の削減が必要です。

【図3-5】上尾市におけるCO₂排出量の推移と削減目標



施策〈14〉

省エネルギーの推進

CO₂排出量の削減に向けて、日常的な省エネルギー活動を継続させつつ、家庭や事業所における省エネ診断、エコチューニング等の活用を促進するなど、地域全体で省エネルギー活動を実践していきます。

また、市役所も一事業者として、「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、CO₂排出量の削減に向けた取組を実施します。

＜市民の取組＞

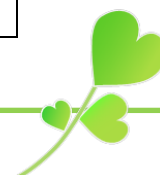
	取 組	担当部署
①	家庭におけるエネルギー使用の無駄を省き、CO ₂ 削減を図るため、家庭でできる省エネルギー活動を積極的にPRします。	環境政策課
②	家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、市民に向けて自然エネルギー・省エネルギー型設備等の情報提供を行い、設備更新を促します。	環境政策課
③	家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、個人住宅への自然エネルギー・省エネルギー型設備等の導入および省エネリフォーム工事の実施に対して補助します。【施策〈15〉②と同じ】	環境政策課
④	建物の遮熱を図り、冷房の使用を抑えるため、家庭にグリーンカーテンを普及・促進します。	環境政策課

＜事業者の取組＞

	取 組	担当部署
⑤	事業所におけるエネルギー使用の無駄を省き、CO ₂ 削減・コスト削減を図るため、省エネ診断やエコチューニング等の取組を積極的にPRします。	環境政策課
⑥	事業所におけるエネルギー使用量の削減を図るため、事業者に向けて自然エネルギー・省エネルギー型設備等の情報提供を行い、設備更新を促します。	環境政策課
⑦	建物の遮熱を図り、冷房の使用を抑えるため、事業所や学校にグリーンカーテンを普及・促進します。	環境政策課 教育総務課
⑧	「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進し、市の公共施設および事務事業の実施により排出される温室効果ガスの削減を図ります。	環境政策課 関係各課

＜地域の取組＞

	取 組	担当部署
⑨	自動車からのCO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市民や事業者エコドライブやアイドリングストップの実践を促します。【施策〈7〉④と同じ】	環境政策課 生活環境課
⑩	CO ₂ 削減効果の高い電気自動車を普及させるため、電気自動車の購入に対する補助と充電設備の利用を促進します。	環境政策課

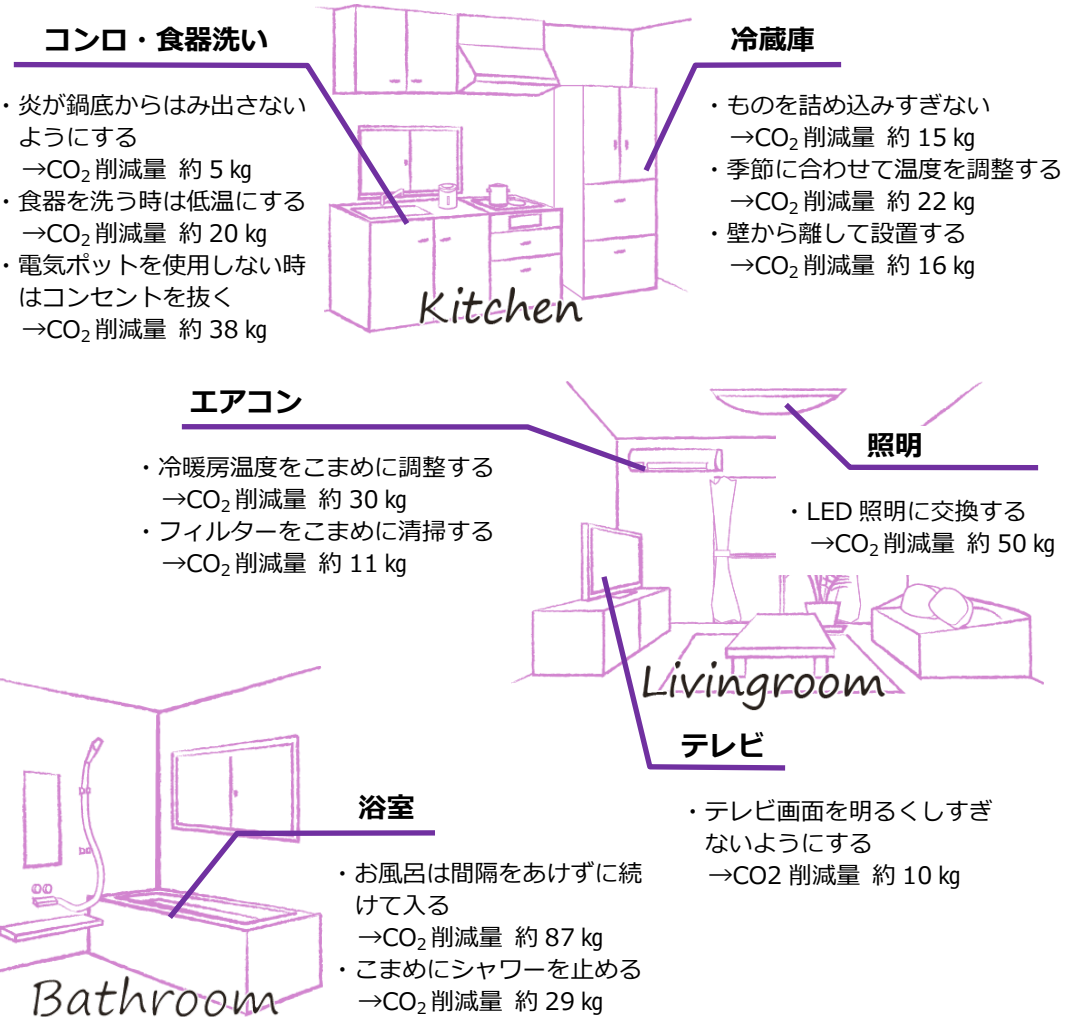




環境指標	実績値	指標の方向性
市内の CO ₂ 排出量	1,038 千 t-CO ₂	→
地域全体で省エネルギー活動に取り組むことで、市内の CO ₂ 排出量を削減し、地球温暖化の緩和に努めます。		
市の公共施設および事務事業からの温室効果ガス排出量	18,798t-CO ₂	→
市が「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づいた取組を推進することで、公共施設および事務事業からの温室効果ガス排出量を削減し、一事業者として地球温暖化の緩和に努めます。		

～ 家庭の省エネを進めよう ～

上尾市全体で排出される CO₂ の約 30%が、家庭における日常生活から排出される CO₂ です。エネルギーを効果的に使って、かしこくシンプルな省エネライフを進めましょう。



出典：「家庭の省エネ大辞典」「省エネ性能カタログ 2015 年冬」

施策〈15〉

再生可能エネルギー等の活用

再生可能エネルギーは、化石燃料の使用削減を通じて、地球温暖化防止に貢献するだけでなく、地域分散型のエネルギーとして災害時に活用できます。

本市の地域資源を踏まえ、再生可能エネルギー等を積極的に活用していくことで、地球温暖化の防止と災害への備えを両立していきます。

取組		担当部署
①	CO ₂ が排出されないクリーンエネルギーの利用を促進するため、太陽光発電や地中熱ヒートポンプなど再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。	環境政策課
②	家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、個人住宅への自然エネルギー・省エネルギー型設備の導入および省エネリフォーム工事などの実施に対して補助します。 【施策〈14〉③と同じ】	環境政策課

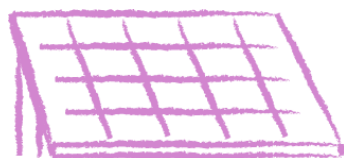
環境指標	実績値	指標の方向性
省エネルギー型設備の導入および省エネリフォーム工事等への補助件数	381件	→
省エネルギー型設備の導入や省エネリフォーム工事等を促進することで、家庭からのCO ₂ 排出量を削減し、地球温暖化の緩和に努めます。		

～ 上尾市省エネ対策推進奨励金を活用しよう ～

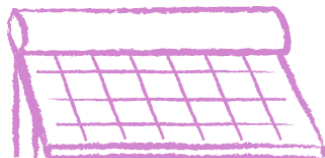
上尾市では、自主的に省エネ活動に取り組む皆さんに予算の範囲内で省エネ対策推進奨励金を交付しています。

奨励金の詳細は、上尾市環境政策課のホームページで確認できます。

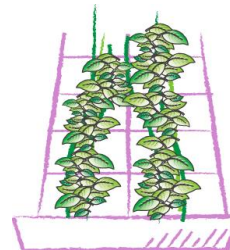
住宅用太陽光発電システム、太陽熱温水器、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）、グリーンカーテン、電気自動車などの導入を検討されている方は、ぜひご活用ください。（補助金の交付対象は、変更する場合があります。）



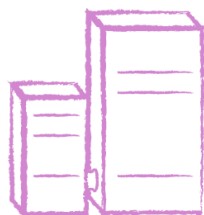
住宅用太陽光発電システム



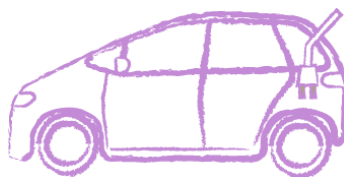
太陽熱温水器



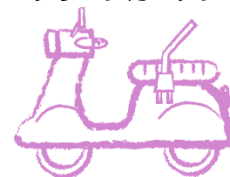
グリーンカーテン



エネファーム



電気自動車



電動バイク





施策〈16〉	ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進
--------	--------------------

ごみの排出量を削減することは、市内から発生する温室効果ガスを削減することにもつながります。

ごみの発生抑制を推進するため、市民・事業者に対して啓発・指導を行います。

また、市民・事業者の自主的な資源回収の取組を支援するとともに、市全体で3R（発生抑制・再利用・再資源化）を推進します。

取組		担当部署
①	家庭ごみの減量化と資源循環のため、ごみの減らし方やリサイクルについての出前講座を実施します。	環境政策課
②	買い物時のごみの発生を抑制するため、事業者とともに簡易包装による購入やマイバッグの持参などを市民に呼びかけます。	環境政策課
③	ごみの減量化や資源循環のため、家庭や事業所にグリーン購入を呼びかけます。	環境政策課
④	公共施設から出る生ごみの減量化のため、生物分解などの処理方法を調査します。	環境政策課
⑤	生ごみの減量化およびたい肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理容器等の購入に対して補助します。	環境政策課
⑥	建設工事における廃棄物の発生を抑制するため、建築物等に係る分別解体等および再資源化等を適正に実施するよう事業者に指導します。	建築安全課
⑦	地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。	環境政策課
⑧	使用済み小型電子機器等の適正な処理と資源循環のため、公共施設に回収ボックスを設置して小型家電リサイクルを推進します。	西貝塚 環境センター

環境指標	実績値	指標の方向性
地域リサイクル活動による資源回収量の割合	8.3%	➔
地域リサイクル活動の活性化により、市全体のごみ量（家庭系ごみ・事業系ごみ）における地域リサイクル活動による資源回収量の割合を増やすことで、ごみの排出抑制・再利用・再資源化につなげ、CO ₂ 排出量の削減を図ります。		

～ 地域リサイクル活動でごみが“宝”と“絆”に大変身 ～

市では、日常生活から排出されるごみを抑制し、ごみの減量と資源の再利用を推進するために、地域におけるリサイクル活動を支援しています。地域の皆さんが積極的にリサイクル活動に参加することで、回収した資源物の売払金等が地域活動の原資になるだけでなく、住民同士に絆が生まれます。まさに、ごみが“宝”と“絆”に大変身！

市内には、活気あふれる独自のリサイクル活動で、あげお環境賞を受賞した団体が数多くあります。

施策〈17〉	自転車利用等の促進
--------	-----------

自動車の利用に伴い排出される CO₂ を抑制するため、自転車を利用しやすい環境の整備や公共交通機関の利便性の向上に努めます。

取 組		担当部署
①	市民が安全で快適に自転車に乗れるようにするため、自転車の正しい運転方法など交通安全について啓発します。	交通防犯課
②	歩行および自転車の利用しやすい環境づくりのため、放置自転車対策を進めます。また、処分自転車の再利用により、自転車利用を促進します。	交通防犯課
③	自転車の利用しやすい環境づくりのため、駐輪場・駐輪スペースを公共施設に確保するとともに、事業所・店舗・集合住宅などの開発に対し設置を指導します。	交通防犯課
④	市民の自転車利用を促進するため、事業者との協働による計画的・効果的な駐輪場の整備手法を研究します。	交通防犯課
⑤	自転車が安全に走ることができる環境整備のため、「上尾市自転車ネットワーク計画」を踏まえ、自転車レーンの整備を進めます。	都市計画課 道路課
⑥	市内全体での自動車利用を減らし、CO ₂ やその他の排出ガスの抑制につながるよう、市内循環バスを中心とする公共交通機関の充実や利便性の向上を図ります。【施策〈7〉⑤と同じ】	交通防犯課

環境指標	実績値	指標の方向性
整備した自転車レーンの長さ	2.5km	➔
「上尾市自転車ネットワーク計画」に基づいて自転車レーンの整備を進めることで、自転車を利用しやすい環境をつくり、自動車の利用に伴う CO ₂ 排出量の削減を図ります。		

～ 5km 未満の移動は自転車で！ ～

上尾市内の自動車保有台数約 110,000 台のうち、108,000 台以上が自家用車（家庭のマイカー、事務所・店舗の商用車）です。上尾市では、平成 24 年度において自家用車全体で年間約 27 万 t-CO₂ が排出されており、市全体の CO₂ 排出量の約 26% を占めています。

自動車による移動の約 40% は 5 km 未満の移動と推測されており、このような短距離移動を自動車から自転車に切り替えることで、年間約 11 万 t-CO₂ の排出量の削減が見込めます。

自転車利用を促進する効果は多岐にわたりますが、「手軽で便利」「経済的で安い」「渋滞がなく早い」「健康的で環境に優しい」「ゆっくり走れて楽しい」ことが自転車利用のメリットとしてあげられます。

「自転車 de “元気” “健康” “ハッピー”」を合言葉に、今日から積極的に自転車を利用してみませんか。





施策〈18〉	地球温暖化への適応策の推進
--------	---------------

IPCC 第5次評価報告書によれば、2081年から2100年の世界の平均地上気温は、可能な限りの温暖化対策を施した場合のシナリオでも、1986年から2005年の平均よりも0.3～1.7℃上昇すると予測しており、地球温暖化による影響は避けられない状況になっています。

そのため、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」の一層の推進に加えて、地球温暖化による影響に対する「適応策」を講じていく必要があります。なかでも、本市での被害が懸念される地球温暖化による影響として、「熱中症」「ゲリラ豪雨等による浸水被害」などへの備えを推進していきます。

取 組		担当部署
①	ヒートアイランド現象を緩和するため、グリーンカーテンの設置をはじめ、緑化を指導し、まちなかの緑を増やします。	環境政策課 みどり公園課
②	夏の暑さをしのぐため、市民や事業者に打ち水、グリーンカーテンなどの暑さ対策を広く呼びかけます。	環境政策課
③	熱中症予防や家庭の冷房によるエネルギー使用量の削減を図るため、公共施設や市内商業施設等における「クールシェア」の取組を推進します。	環境政策課
④	ゲリラ豪雨による浸水被害に備えるため、浸水が予想されるエリアや避難場所の周知、市民の防災意識の向上を促進します。	危機管理防災課
⑤	ゲリラ豪雨による浸水被害を軽減するため、市民や事業者に雨水浸透ますや雨水貯留タンクの設置を呼びかけるとともに、雨水貯留槽の設置や透水性舗装の整備などによる雨水流出抑制を指導します。	建築安全課 河川課

環境指標	実績値	指標の方向性
クールシェア実施箇所数	11 箇所	➔
市内の CO ₂ 排出量削減につながるクールシェアを実施している公共施設等の箇所数を増やすことで、地球温暖化に適応する取組を推進します。		

～ みんなでクールシェア ～

夏の暑い日、家の電気使用量の半分以上をエアコンが占めています。そこでひとり一台のエアコンをやめ、涼しい場所をみんなで共有するのが「クールシェア」です。

おうちでクールシェア：例えば3台のエアコンをつけていたら2台を止め、1部屋に集まり家族団らんで過ごそう。

ご近所でクールシェア：自宅のエアコンを止め、ご近所のお宅に集まってご近所同士のコミュニケーションを深めよう。

自然でクールシェア：木陰や水辺といった自然が多く涼しい場所に行き、快適な時間を過ごそう。

まちでクールシェア：図書館やカフェなど、身近で涼しい場所に行き、ゆったりとした時間を過ごそう。

方針3-2

環境のために行動するまち

施策〈19〉 環境教育・環境学習の推進

子どもから大人まで全ての世代の環境意識の向上を目指し、環境について学ぶ機会を増やします。そのために、学校や地域などでの環境教育の推進を支援するとともに、次世代の環境活動をけん引する新たな人材の確保と育成を図ります。

取組		担当部署
①	環境への理解を深めるため、環境教育に必要な資料やパンフレット等を充実させます。	環境政策課
②	地域における環境学習の機会を増やすため、公民館において市民向けの環境に関する講座を開催します。	環境政策課 生涯学習課
③	身近な自然に親しんでもらうため、市内に残された貴重な自然を環境学習の場として活用します。【施策〈2〉③と同じ】	環境政策課
④	環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民団体・事業者・学校・地域が実施する環境への取組を支援します。	環境政策課 指導課
⑤	市民が自然とふれあう機会を増やすため、市民団体や事業者と協働し、自然観察会や農業体験などの体験型環境学習を充実させます。【施策〈2〉①と同じ】	環境政策課 農政課 みどり公園課
⑥	将来にわたって環境活動を継続するため、次世代の環境活動をけん引するリーダーやボランティアなど新たな人材の確保と育成を図ります。	環境政策課 生活環境課

環境指標	実績値	指標の方向性
環境イベントの初参加者数	—	→
環境推進大会や環境問題学習会等のイベントを通して環境への関心を高め、市民の環境意識の全体的な底上げを図ることで、環境教育の推進につなげます。		





施策〈20〉	協働による環境活動の推進
--------	--------------

将来の上尾市、将来の地球の環境を守るためには、先人から受け継いできた誇るべき上尾市の環境を守り、育て、次世代へと継承していく必要があります。

そのため、市民・事業者・行政がそれぞれ担う役割を認識し、その役割を果たしつつ、協働体制をより強固なものとする中で、十分な効果を発揮できるよう協働による環境活動の底上げを図っていきます。

取組	担当部署
① 将来にわたって自然が豊かな美しいまちを守るため、市民一人ひとりが日常的な習慣として環境保全行動に取り組めるように、広報やイベントを通じて啓発します。	環境政策課
② 環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。	環境政策課
③ 市民がふれあえる自然を守るため、市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動を支援します。【施策〈2〉②と同じ】	環境政策課
④ 農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。【施策〈6〉③と同じ】	農政課
⑤ 市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。【施策〈12〉⑥と同じ】	生活環境課

環境指標	実績値	指標の方向性
環境保全活動を行う登録団体数	103 団体	➔
環境保全活動を行う登録団体の数を増やすことで、環境活動に取り組む人々の裾野を広げ、市民・事業者・行政の協働による環境活動の推進に努めます。		

～ 次代を担う子どもたちによる環境活動 ～

市内の小中学校では、次代を担う子どもたちによるさまざまな環境活動が行われています。学区内の通学路や公園でごみ・空き缶を拾う清掃活動、PTA とともに牛乳パックや空き缶等を回収するリサイクル活動などが身近な活動として行われています。また、児童・保護者・学校応援団と学校が協働でグリーンカーテンを設置して夏の暑さをしのぎ、収穫したゴーヤを給食に取り入れるなど、環境教育だけでなく食育につなげている学校もあります。

このように、五感を使って身近な環境保全に取り組むことで、上尾市の未来、ひいては地球規模で環境を考え、行動できる人材を育てていきます。

第4章 環境保全活動の定着・拡大を目指して

第1節 環境保全活動をめぐる現状と課題

1. 少子高齢化の進行に伴う環境政策への影響

少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化は、市税の減収、社会保障経費の増大など市の財政運営に影響を及ぼし、限られた経営資源の効率的な運用のためにも「選択と集中」による行政経営が求められています。

このような状況の中、環境分野においても、市の環境を今後どのように維持していくかが大きな課題であり、活動団体の高齢化や厳しい財政状況を踏まえると、これまで以上に市民・事業者・行政の協働による活動を強化する必要があります。

2. 環境保全活動の担い手不足の深刻化

平成26年度に実施した市民・事業者アンケート調査結果によれば、「自然観察」や「緑化活動」などの環境保全活動への参加経験のある人は10%以下にとどまっており、環境保全活動に対する市民意識は極めて低いのが実態です。

また、環境保全活動に参加している人は50代以上の方が多く、参加する人が固定化するなどの傾向があります。

このような現状を踏まえると、近い将来、環境保全活動の担い手がいなくなり、市の環境の維持が難しくなることが懸念されます。

3. 環境保全活動の定着・拡大の必要性

複雑で多様化する環境問題を解決していくためには、市民・事業者・行政など全ての主体が環境との関わりを正しく理解し、これまでのライフスタイルや事業活動を見直すことが不可欠です。

そのためには、子どもから大人までが環境問題の現状や課題について自ら気づき、解決策を考え、社会のあらゆる場面（家庭・職場・地域等）において、環境に配慮した行動を取ることが求められています。

市民・事業者・行政の協働による環境保全活動の拡大と活性化を図るため、老若男女や市民・事業者を問わず、環境活動に今まで参加したことがない人が参加するには、何が障壁になっているのか（要因・問題）、どうすれば参加できるようになるのか（解決策）を探り、将来にわたって環境保全活動が継続していく仕組みをつくっていくことが重要です。





第2節 環境保全活動の定着・拡大を目指して

環境保全活動に参加したことがない人の理由は様々であり、一様な対応方針では新たな参加者の獲得は望めません。

そこで、環境保全活動の定着・拡大と活性化を図るため、「なぜ環境保全活動に新たに参加する人が少ないのか？」を討議テーマとする市民ワークショップを開催し、市民の環境保全活動への興味・参加の意思レベルに応じた解決策を整理しました。

1. 環境保全活動の種類と内容

環境保全活動とひと言で言っても、イメージする活動は人それぞれです。そこで、環境保全活動の種類と内容について、以下のとおり整理しました。

【表 4-1】 環境保全活動の種類と内容

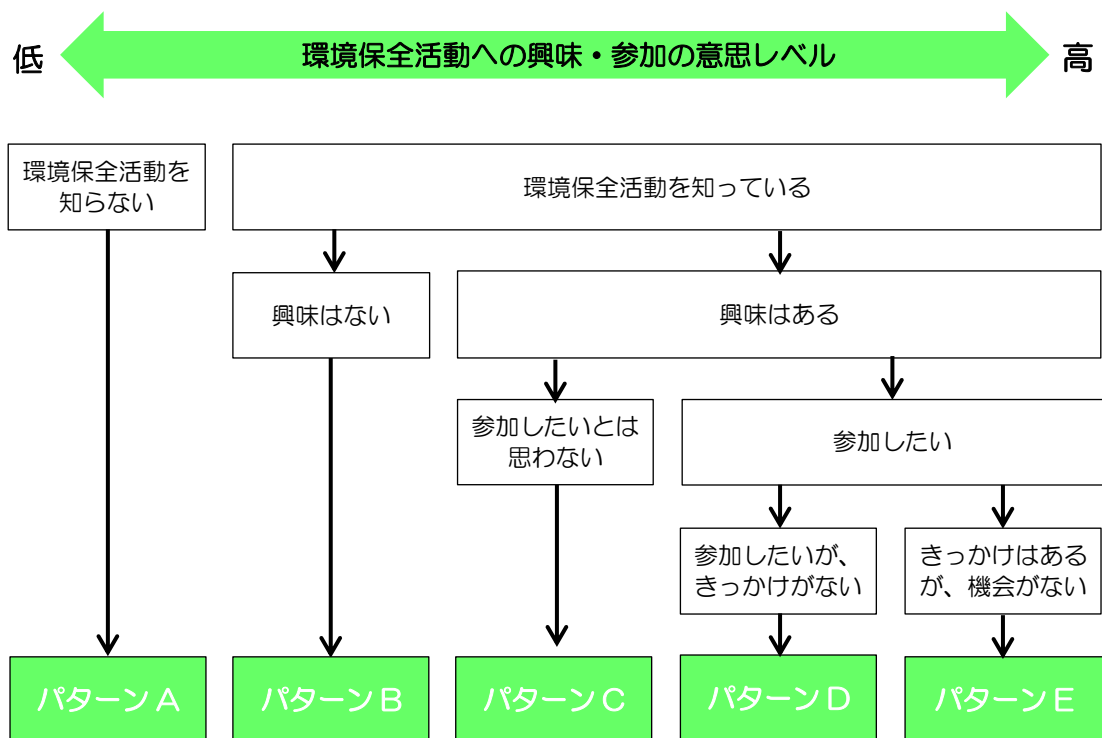
活動の種類	活動の内容
リサイクル	○ごみの分別をする ○資源ごみのリサイクルを行う ○不要なおもちゃや古着等を有効活用する
清掃 (環境美化)	○自宅・職場周辺のごみ拾いや掃き掃除を行う ○学校や PTA 等が集団でごみ拾いを行う ○地域住民が近隣公園等の除草を行う ○飼育しているペットの糞を適切に始末する
自然環境保全	○風呂の残り湯や雨水を洗濯や草花の水やりに利用する ○庭・ベランダの緑化や家庭菜園による栽培を行う ○外来種の駆除や希少種の保護などを行う
農地保全	○地元産農産物の購入により、地産地消に努める ○農業者が直売所等で農産物を販売する ○体験農園や学校ファームで農作物を栽培・収穫する
環境教育	○地域のリサイクル活動や清掃活動に家族や会社ぐるみで参加する ○節電・節水・食べ残しゼロ等を家庭の中で心がける ○学校にグリーンカーテンやビオトープ等を設置する
その他	○環境にやさしい省エネルギー設備の導入や電気自動車を購入する ○徒歩や自転車、公共交通機関の利用を心がける

2. 環境保全活動の定着・拡大に向けた対応パターンの整理

環境保全活動に今まで参加したことがない人を、環境保全活動への興味・参加の意思レベルに応じて5つのパターンに分類しました。

新たに環境保全活動に参加する人を増やしていくため、各パターンの要因・問題の特質を踏まえた解決策を講じていきます。

【図 4-1】 環境保全活動の定着・拡大に向けた対応パターン








3. 環境保全活動の定着・拡大に向けて

前項で分類したパターンごとに環境保全活動に参加しない要因・問題を洗い出し、参加を促すための課題を抽出しました。そして、その課題を解決するための方策として、解決策・定着化策を挙げました。

(1) 各類型パターンの環境保全活動の解決策・定着化策

■パターン A：環境保全活動を知らない人への対応

要因・問題 * 参加したことがない人の意識・考え	<ul style="list-style-type: none">○環境問題を身近な問題だと感じていない。○日常生活と環境問題が密着していない。○広報誌を見ただけでは活動内容がわからない。○宣伝・PRが不足している。○市民目線による市民向けの情報発信ができていない。○参加者による参加者向けの情報発信ができていない。
	
課題	<ul style="list-style-type: none">○環境活動について認知度を向上させる。
	
解決の方向性	<ul style="list-style-type: none">○市民目線による市民向けの情報発信を強化する。○広報や HP 等では活動内容を詳しく伝えたり、掲載方法の工夫をする。○「環境」「作業」「活動」など、硬いイメージの言葉を入れずに PR する。
	
解決策・定着化策 * 主催者の対応例	<ul style="list-style-type: none">○市民参加型ネット掲示板で市民が情報発信する。○活動風景などのインターネット動画を作成し、発信する。○高校生や大学生に環境イベントの企画や広報に参加してもらう。 (例) CM 制作、地域情報誌制作○SNS に投稿するたびにポイントが付与されるなど、発信を促進するための仕組みづくりをする。○「環境」と他分野をコラボレーションさせて情報発信をする。

■パターンB：環境保全活動を知ってはいるが、興味がない人への対応

<p>要因・問題</p> <p>*参加したことがない人の意識・考え</p>	<ul style="list-style-type: none">○環境活動 = 奉仕活動という印象があり、自分ひとりがやらなくても、ほかの誰かがやってくれると思っている。○環境活動 = 清掃活動・リサイクル活動という印象があり、重労働だと思っている。○「環境」というキーワードが重く、専門的な活動のイメージがある。○活動が楽しそうに思えない。○自分ができることはすでに実施していると思っている。○環境保全活動は必要ないと思っている。
---------------------------------------	---



<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none">○環境活動に興味・関心を持ってもらう。
-----------	---



<p>解決の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none">○活動のイメージを楽しいものに変える。○「環境問題」の深刻さを伝える。
---------------	--



<p>解決策・定着化策</p> <p>*主催者の対応例</p>	<ul style="list-style-type: none">○「環境」「ECO」という言葉からイメージされるものとは全くかけ離れたファッションの部分（外見）からPRしていく。 （例）山ガール・森ガールのように「エコガール」としてPR○「環境活動」を前面に出さないでイベント（食べ物・ポイント・交流会など）を行う。○みどりの祭典、活動団体のPR展示、飲食等のブース出店などの工夫をする。○「環境」に関連したイメージキャラクターを自作する。○出前講座などを利用し、地域で学習会を開催する。
---------------------------------	--





■パターンC：環境保全活動に興味はあるが、
参加したいとは思わない人への対応

要因・問題 *参加したことが ない人の意識・ 考え	<ul style="list-style-type: none">○環境活動を難しく捉えており、参加することに及び腰になる。○参加すると責任ある仕事を任されるのではないかと不安になる。○自分が疲れることだから気が乗らない。○日常生活において経済的・時間的・精神的に余裕がない。○活動の成果が見えない。また、成果があっても周知されていない。○一度参加すると今後も活動から抜けられないイメージがある。○知らない人と付き合うのが煩わしい。
--	---



課題	<ul style="list-style-type: none">○参加したいという欲求をかき立て、メリットや価値に共感してもらう。
----	---



解決の方向性	<ul style="list-style-type: none">○イベントのような楽しさを演出する。○誰もが気軽に参加できるよう、活動の負担を軽くする。○活動の「楽しさ」と「大切さ」を伝える。
--------	--



解決策・ 定着化策 *主催者の対応例	<ul style="list-style-type: none">○楽しくなるようなイベントを企画する。○意外性のあるものとのコラボレーション企画を実施する。 (例) ECO コン (ECO +合コン)、婚活エコツアー○親子で一緒に楽しめる工夫をする。○まずは活動を見てもらう機会を作る。 (例) 活動見学会の実施、お試し参加の受け入れ○活動団体の活動目的・内容や成果を行政でも PR する。○自然観察や昆虫採集 (カブトムシとり) など、楽しいアクティビティを前面に出して PR する。○参加する人の気持ちに配慮した対応を行う。
------------------------------	--

■パターンD：環境保全活動に参加したいが、

きっかけがない人への対応

<p>要因・問題</p> <p>*参加したことがない人の意識・考え</p>	<ul style="list-style-type: none">○どのようにすれば参加できるのかわからない。○知り合いがいないから参加しづらい。○一人で行くのが嫌である。○参加しても何をしてよいかわからない。○アクティブに活動している人とそうでない人との間に壁を感じて、今一步踏み込めない。○年配の方が多いと若い世代が世代間のギャップを感じ、入り込めない。○身の回りに参加している人がいない。
---------------------------------------	--



<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none">○参加する動機を提供するとともに、メリットや価値を頻繁に連想させる。
-----------	--



<p>解決の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none">○気心の知れた友人・知人など、誰かと誘い合って活動に参加するよう促す。○活動の成果を自分で体感してもらう。○人々が関心の高いことに関連づけて、参加を呼びかける。
---------------	--



<p>解決策・定着化策</p> <p>*主催者の対応例</p>	<ul style="list-style-type: none">○参加を呼びかける際には、歓迎ムードを演出する。○広報誌で「初参加者のみ」など各回で対象者を絞って募集をする。○自治会や子ども会で環境活動をするという慣習をつくり、子どもの頃から環境意識を醸成する。○体験型活動により、「活動」だけでなく「副産物」を実感させる。 (例) とれた作物でバーベキューや鍋をふるまう。○季節感を楽しむようなお花見（レンゲソウ、サクラなど）・お月見等を活動に盛り込む。
---------------------------------	--





■パターンE：環境保全活動に参加するきっかけはあるが、
機会がない人への対応

要因・問題 *参加したことがない人の意識・考え	<ul style="list-style-type: none">○仕事や育児に忙しく、活動に参加する時間が持てない。○活動場所が近所でないと、継続して参加することが難しい。○自分のライフスタイルと開催日時・開催場所等が合わない。
----------------------------	--



課題	<ul style="list-style-type: none">○イベントや活動機会を提供し、参加してもらう。
----	---



解決の方向性	<ul style="list-style-type: none">○みんなで一斉に取り組めて共有できるイベントを考える。○自分のできる範囲で活動してもらう。○活動時間・活動量・活動場所など、多種多様な選択肢を増やす。
--------	---



解決策・ 定着化策 *主催者の対応例	<ul style="list-style-type: none">○子連れでも参加できるように工夫する。○身近にある公園や川、耕作放棄地などの自然を活用する。○身近で気軽にイベントが開催できる場所を確保する。○公園の手入れを主な利用者である子供たち自身にしてもらう。
--------------------------	---

(2) 環境保全活動の定着・拡大に向けた今後の取組（取組の方向性）

未来の子どもたちに、安全で快適な都市環境と恵み豊かな自然環境が融合した上尾の特徴ある住環境を引き継いでいくためには、市民・事業者・行政の相互理解と環境保全活動に取り組む意欲の増進、そのための幅広い世代への環境教育、さらに環境保全活動を効果的に進める上での協働の取組が重要です。

それらを推進するためには、従来の環境保全活動の枠組みや概念に捉われない新たな視点や価値観で、活動を展開していく必要があります。

そのためにも、行政として、今回の市民ワークショップで挙げられた意見を参考に、市民・事業者・行政による環境保全活動の協働モデルを構築し、三者協働で環境保全活動を定着させ、地域全体にその輪を拡大させていきます。

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画を推進していくためには、「第1章 第1節 5. 計画の推進主体」で記したように、市民・事業者・行政がお互いの役割に応じた行動を協働で実践していくことが重要です。そこで、次に掲げる組織を推進体制の基盤として活用し、計画の推進を図ります。

1. 上尾市環境審議会

上尾市環境審議会は、市の環境の保全および創造に関する基本的事項等を調査審議するために、上尾市環境審議会条例に基づき設置された組織です。市議会議員、関係団体の代表、関係行政機関の職員、有識者で構成されています。

本計画の推進にあたっては、計画全体の進捗状況や今後に向けた課題について審議を行い、市長へ助言を行います。

2. 上尾市環境政策推進会議・上尾市環境政策推進会議幹事会

上尾市環境政策推進会議は、環境の保全および創造に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、上尾市環境基本条例に基づき設置された庁内の横断的な組織です。市長を会長に、副市長を副会長におき、部長職の職員により構成され、下部組織に次長職の職員で構成される上尾市環境政策推進会議幹事会を設置しています。

本計画の推進にあたっては、PDCA サイクルに基づき、環境関連施策の実施状況の点検、評価、見直し等を行います。

3. 上尾市環境推進協議会

環境への負荷の少ない循環型社会を目指すことを目的に設置された組織で、市民団体、事業者、有識者で構成されています。

主な活動として、環境イベントや学習会を開催しているほか、あげお環境賞の贈呈などの活動や市民・事業者への環境情報の提供を行っています。

本計画の推進にあたっては、計画に示された取組を市と協働して実践します。





第2節 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルの考え方に基づき、施策の実施状況の把握、評価および次年度の取組へ反映します。

なお、進捗評価については、以下に示す手順に基づいて実行します。

1. Plan（計画）：年次計画の策定

各施策の取組を進めるために、担当部署は、年度当初に当該年度の実施計画を策定します。策定にあたっては、目標年度に向けた目指すべき方向性や達成目標を考慮し、年度内における目標を掲げます。

2. Do（実行）：取組の推進

年度内における目標を達成するため、策定した実施計画に基づき、担当部署は取組を推進します。

3. Check（点検・評価）：進捗状況の確認・評価

担当部署は、実施計画の進捗状況を確認し、年度当初に掲げた目標と照らし合わせて点検します。点検結果は事務局に報告し、事務局はとりまとめた結果を環境政策推進会議および幹事会に年次結果として報告します。環境政策推進会議および幹事会は、報告を受けてその結果を評価します。

実施計画の推進により得られた結果は、当該年度の「あげお環境白書」としてとりまとめ、環境審議会に報告するとともに、市民・事業者等へも広く公表します。

4. Action（改善）：次年度計画への反映

環境審議会は、報告を受けた内容に基づき、当該年度の取組状況の確認と次年度以降の課題等について審議・助言し、市はその結果を受けて次年度の実施計画に反映させます。

【図 5-1】 PDCA サイクルによる計画の進行管理





第6章 參考資料

第1節 上尾市環境基本条例

平成9年9月30日
条例第25号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条—第21条)

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制(第22条—第26条)

附則

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、生活の利便性や物質的な豊かさが高まる一方で、資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、ひいては、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

武蔵野の美しい自然と豊かな歴史と伝統にはぐくまれた私たちの上尾でも、人口の集中や産業の集積により、活発な社会経済活動が展開される一方、多くの自然が失われ、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物の問題が深刻化しつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、人類共通の財産である。私たちは、このことを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、人と地球にやさしい上尾をつくるために、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又





は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

- (3) 環境監査 市が環境の保全及び創造に関して講じた施策について事後的に自ら点検及び評価を行い、その結果を以後の市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に反映させていくことをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、国際的な認識及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造を図るため、その日常生活において環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に主体的に取り組むように努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に参画し、及び協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境への配慮の優先)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るよう努めなければならない。

(環境基本計画)

第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえ、上尾市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第 9 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(報告書の作成)

第 10 条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境監査の実施)

第 11 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を確保するため、市が行う環境監査に関し調査研究を行い、その実施に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第 12 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制措置)

第 13 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第 14 条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(財政措置)

第 15 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第 16 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 17 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、工





エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第 18 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進)

第 19 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 20 条 市は、第 18 条の教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 環境の保全及び創造のための推進体制

(総合調整のための体制の整備)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(調査等の体制の整備)

第 23 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視、測定及び検査の体制を整備するものとする。

(地球環境の保全)

第 24 条 市は、国際的な認識及び協力の下に、国、埼玉県その他の関係機関と連携して、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

(国、埼玉県等との協力)

第 25 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との協働)

第 26 条 市は、環境の保全及び創造に関し、協働して取り組むため、民間団体等からなる組織を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

第2節 策定経過

取組状況調査	<p>時 期：平成 26 年 11 月～12 月</p> <p>調 査 対 象：第 2 次上尾市環境基本計画における各取組の担当課</p> <p>内 容：担当課における現計画の取組状況、課題、今後の予定等を調査</p>
市民意識調査	<p>時 期：平成 26 年 12 月 5 日～12 月 31 日</p> <p>調 査 対 象：市内在住の 18 歳以上の市民 1,500 人および市内に事務所・店舗・工場等を有する事業所 500 社</p> <p>有効回収数：571（市民）155（事業者）</p> <p>有効回収率：38.1%（市民）31.0%（事業者）</p> <p>内 容：市の環境に対する現状認識、住んでいる地域の環境の満足度や課題、市の施策への要望・意向等に関するアンケート調査</p>
市民ワークショップ	<p>時 期：平成 27 年 7 月～10 月 計 3 回開催</p> <p>構 成：8 人</p> <p>内 容：日常生活における環境保全行動の定着化に関する検討</p>
担当者検討会	<p>時 期：平成 27 年 6 月～10 月 計 4 回開催</p> <p>構 成：主幹職から主任職 6 人</p> <p>内 容：第 2 次上尾市環境基本計画（改訂版）策定に関し、必要な事項の調査・検討</p>
上尾市環境政策推進会議幹事会	<p>時 期：平成 27 年 2 月～平成 28 年 2 月 計 5 回開催</p> <p>構 成：次長 23 人</p> <p>内 容：第 2 次上尾市環境基本計画（改訂版）策定に関し、担当者検討会で検討した内容の精査および本会議に付すべき審議事項の整理</p>
上尾市環境政策推進会議	<p>時 期：平成 27 年 2 月～平成 28 年 2 月 計 5 回開催</p> <p>構 成：市長・副市長・部長等 17 人</p> <p>内 容：第 2 次上尾市環境基本計画（改訂版）策定に関し、環境政策推進会議幹事会より提出された審議事項の調査・検討・審議</p>
上尾市環境審議会	<p>時 期：平成 27 年 2 月～平成 28 年 2 月 計 4 回開催</p> <p>構 成：市議会議員・関係団体の代表・関係行政機関の職員・識見者 15 人</p> <p>内 容：第 2 次上尾市環境基本計画（改訂案）について審議（諮問）平成 27 年 12 月 8 日 （答申）平成 28 年 2 月 23 日</p>
市民コメント	<p>時 期：平成 27 年 12 月 21 日～平成 28 年 1 月 20 日</p> <p>方 法：市広報誌や市ホームページ等を通じて意見を募集</p> <p>提 案 件 数：1 人 3 件</p>
市議会	平成 28 年 3 月定例会にて報告





第3節 用語集

【あ行】

アイドリングストップ

自動車などが走行していない時、エンジンをつけたままにしている状態をアイドリングといい、そのアイドリングを行わないこと。燃料消費の無駄を減らし、大気汚染物質や温室効果ガスの削減に効果がある。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

1988年（昭和63年）に設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援する。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

あげお朝市

「あげお朝市実行委員会」が市内で生産された新鮮で安全な野菜や卵のほかに季節の花や果実、手作りまんじゅう（4月から6月に販売）などをJR上尾駅自由通路にて月1回直売するイベント。

あげお環境賞

環境保全の意識の醸成と行動の促進を目的に、他の模範となる取組を行っている個人・団体・事業者を表彰するもの。第1回の表彰は平成14年度（2002年度）に実施した。

あげお環境白書

「上尾市環境基本条例」第10条に基づき、本市における環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策についてまとめた年次報告書。

アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、日本では、平成元年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

雨水浸透ます

雨水の地下浸透を促す設備の一つであり、コンクリート製の筒型の形状で、多数の穴を開けてあるもの。この多数の穴を通して雨水は地下に浸透する。降雨の際、下水道施設の負担を軽減するほか、雨水の河川への急激な流入を抑制し出水による被害を軽減する効果が期待できる。

雨水貯留槽

雨水を河川や下水へ急激に流入させないため、集合住宅用地等の比較的規模の大きな施設の地下で雨水をためる抑制施設。一部の施設においては、貯めた雨水をトイレ用水などに再利用している。

雨水貯留タンク

雨どいに直接接続し、建物の屋根に降った雨水を貯めるタンク。貯まった雨水は、庭木への水やり、打ち水、洗車などに利用でき、水道水の節約につながる。また、降雨の際、下水道施設の負担を軽減するほか、雨水の河川への急激な流入を抑制し出水による被害を軽減する効果が期待できる。

打ち水

アスファルトやコンクリート等の表面に水をまくことで、気化熱によって地面や周囲から熱を吸収し、温度を下げること。

ECO

狭義には生物学の一分野としての生態学のことを指すが、広義には環境への負荷を減らす活動、自然保護に関わる活動などを指す。

エコチューニング

低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器やシステムの適切な運用改善等を行うこと。

エコドライブ

不要なアイドリングや空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素（CO₂）やその他の排出ガスの削減に有効とされている。主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

エネルギーミックス

→電源構成（エネルギーミックス）

エネルギー利用率

投入したエネルギーに対して、回収（利用）できるエネルギーの比率のこと。エネルギー利用率が高い機器の方が、より省エネ性能が高いと言える。

オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約 10～50km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。





温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_S）、パーフルオロカーボン類（PFC_S）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。（→地球温暖化）

【か行】

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種（外来種）。外来生物のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に「侵略的な外来種」と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。（→特定外来生物）

化石燃料

地質時代を通じて動植物などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱を受け、変成されてできた有機物。特に、石炭・石油・天然ガスなど、燃料として用いられるもののこと。

学校ファーム

小・中学校が農園を設置し、児童・生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることを狙いとした取組。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽のこと。（→単独処理浄化槽）

家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）

都市ガスや LP ガス、灯油などから水素を抽出し、空気中に存在している酸素と反応させることにより電気を作り出すシステムのこと。発電の際の副産物である排熱を暖房や給湯システムの熱源として利用する。

環境基準

「環境基本法」第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

環境指標

環境の状況やそれを左右する要因、環境を保全・改善する対策の進行状況を測るものさし。

環境配慮型設備

省エネルギーや汚染物質の低排出など、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした設備のこと。省エネルギー性能の高い空調、給湯機器のほか、大気汚染物質の排出の少ないボイラーなど。（→自然エネルギー・省エネルギー型設備）

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全するうえで支障をきたす恐れのあるものをいう。工場からの排水・排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム

環境マネジメントとは、事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。環境マネジメントシステムとは、環境マネジメントを行うための工場や事業所内の体制・手続等の仕組みのこと。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる対策のこと。

揮発性有機化合物（VOC）

Volatile Organic Compounds。インキ、ガソリンおよび溶剤（シンナー等）等に含まれるトルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。SPM および光化学オキシダントの生成の原因物質の一つ。

近隣公園

主として近隣に居住する人の利用に供することを目的とする公園のこと。1 か所あたりの面積は2 ha を標準としている。

空閑地

休耕畑地その他の空き地を市が借り受け、これを効率的に利用することにより、地域環境の保全並びに地域住民の福祉および体育の向上を目的に活用する用地のこと。

空間放射線量

大気中の放射線の量のこと。宇宙から降り注いでくる放射線や大地や大気からの放射線などがある。放射線によって人体に与えられたエネルギー量を表す単位（等価線量）は、「Sv/h（毎時シーベルト）」の単位で表される。（→放射線、放射性物質）

クールシェア

夏の省エネ対策の一つとして、暑い時に涼しい場所に集まることで、エアコンの稼働を減らす取組。家庭で一つの部屋に集まる、図書館・集会所などの公共施設の利用のほか、カフェ・レストランなどの民間施設の利用があげられる。

クリーン上尾運動

市内に散乱するごみ・空き缶を回収するとともに、清掃活動やリサイクル活動をととして市民の環境意識の高揚を図るため、関東統一美化キャンペーン実施日（5月30日＝ごみゼロの日）を中心に、地区（上尾・平方・原市・大石・上平・大谷・原市団地・尾山台団地・西上尾第一団地・西上尾第二団地）ごとに実施される美化清掃活動。





クリーンエネルギー

電気、熱などに変えても二酸化炭素、窒素酸化物などの有害物質を排出しない（または少ない）エネルギーのこと。一般的には自然エネルギーである太陽光発電システム、太陽熱温水器、水力発電、風力発電、地熱発電などが挙げられる。また化石燃料の中でも、有害物質の発生が少ない天然ガスも、石油と比較してクリーンエネルギーと呼ばれることがある。（→自然エネルギー）

グリーン・イノベーション

平成 21 年 10 月 8 日総合科学技術会議の「平成 22 年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」によれば、革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の加速化・新技術の創出を行い、その研究開発成果の実利用・普及を強力に推進するために社会システムの転換を図り、これを通じて産業・社会活動の効率化、新産業の創造や国民生活の向上に資するものであり、我が国のみならず世界規模での環境と経済が両立した低炭素社会の構築に貢献するものとされている。

グリーンカーテン

植物を建物の窓を覆うように這わせることによって、太陽光の直射を避け、日陰をつくること。植物の葉からの気化熱の作用も働き、室温上昇の抑制を図ることが期待できる。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。環境負荷の低い製品には「エコマーク」などの環境ラベルが付されていることが多い。

ゲリラ豪雨

局地的大雨。短い時間に集中的、局地的に発生する豪雨のこと。

減農薬農法

農業の持つ物質循環機能を活かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式のこと。

公園管理協定

地域に密着し、親しみのある公園環境になるように、地域住民が簡易な管理作業を行う際に報奨金を支払う制度。

光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾン（O₃）などの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では目や咽喉への刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

光化学スモッグ

光化学オキシダントの濃度が高くなり、白くモヤがかかったようになった状態が光化学スモッグと呼ばれる。光化学スモッグが発生すると、目や咽喉などの粘膜に健康被害を及ぼすほか、植物への悪影響をもたらす。

公共用水域

河川や湖沼、港湾など公共用に供される水域とこれらに接続する小規模の溝状の水路（公共溝渠）、灌がい用水路などの公共用に供される水路のこと。公共下水道や流域下水道で終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除かれる。

耕作放棄地

農作物が1年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定がないと回答した田畑・果樹園。

コージェネレーションシステム

発電と同時に発生する排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱源に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

公有地化

相続等の発生により売却や開発される恐れがきわめて高いなど、保全することが著しく困難な場合に、行政が土地の買入れ、借受けを行い当該地の現況を保全すること。

小型家電リサイクル

デジタルカメラやゲーム機等の使用済の小型電子機器等の再資源化を促進し、環境汚染の防止と機器に含まれるレアメタル（希少金属）の有効活用をする取組。リサイクル方法は自治体の回収ボックスや指定業者に回収を依頼するなどがある。「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」で、再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めている。

護岸

河岸、海岸、水際の浸食防止のために造られる工作物のこと。

固定価格買取制度

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で一定の期間にわたり売電できる。

【さ行】

再資源化

廃棄物等を原材料として再利用すること。

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。化石燃料と異なり、エネルギーの利用時に二酸化炭素をほとんど排出しない。

CO₂ 排出係数

電気の供給量や燃料（ガス・ガソリンなど）の使用量、廃棄物の焼却量などそれぞれの単位あたりの二酸化炭素の排出量のこと。





資源循環

廃棄物を再使用、再生利用、熱回収などすることにより、資源として利用すること。

自然エネルギー

→「再生可能エネルギー」

自然エネルギー・省エネルギー型設備

再生可能エネルギーを創出する設備やエネルギー消費量が少なくなるような工夫をした冷暖房設備や給湯設備のこと。太陽光発電システム、太陽熱温水器、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）など。（→環境配慮型設備）

自然共生

大気、水、土壌および多様な生物等と人間の営みとの相互作用により形成される環境の特性に応じて、かけがえのない貴重な自然の保全、二次的自然の維持管理、自然的環境の回復および野生生物の保護管理など、保護あるいは整備等の形で環境に適切に働きかけ、その賢明な利用を図るとともに、様々な自然とのふれあいの場や機会の確保を図るなど自然と人との間に豊かな交流を保つこと。

自然浄化

自浄化作用とも呼ばれる大気や河川・湖沼、土壌などの汚染が自然の力で浄化される働きのこと。主に、希釈、吸着、沈殿、分解などの物理的、化学的、生物的な作用による。

自然的土地利用

農用地、森林、原野、河川・水面・水路の土地利用のこと。

持続可能な社会

現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていこうとする考え方を持続可能な開発といい、持続可能な開発が行われ持続可能性を持った社会を、持続可能な社会という。

自転車レーン

道路法令（道路法と道路構造令）に規定された自転車の通行に供される自動車から分離された各種の道路または道路の部分を目指す。一般的な用法としては、このほかに、道路交通法に基づく交通規制による「自転車専用通行帯（自転車レーン）」や自転車以外の通行禁止規制が実施された道路、自転車が通行することのできる「歩行者用道路」、道路法上の道路ではない道路（施設扱いのサイクリング道路や河川管理道路など）を含む場合がある。

市民農園

サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことをいう。

住工混在

住宅と工場が混在する地区あるいは地域のこと。近年は、工場跡地の有効活用として中高層マンションや住宅が建設され、新たに転入してきた住民と、もとより操業していた工場との間で、騒音、振動、臭気、埃、積降作業に伴う交通渋滞などの問題が生じやすくなっている。

省エネ診断

地球温暖化や省エネ家電・設備などに関する知識を持った専門家が、家庭や事業所のエネルギー使用状況を診断し、実行性の高いアドバイスをを行う制度のこと。

省エネリフォーム

室内における暑さ、寒さなどの快適性向上（熱的快適性の向上）、および冷暖房や給湯などの設備機器で消費するエネルギーを少なくすること（省エネルギー）を目的として実施するリフォームのこと。

省エネルギー行動

省エネルギーとは、同じ社会的・経済的効果をより少ないエネルギーで得られるようにすることであり、家庭や事業所における不要な機器の停止、温度・照度などの設定の見直しや、運用方法の改善などを行うことを省エネルギー行動という。

除染

放射性物質を「取り除く」「遮る」「遠ざける」などの方法を組み合わせて、環境中にある放射性物質による被ばく線量を低減すること。

水源涵養

樹木・地表植生および土壌などにより、雨水・融雪水を一度地中に貯留し、徐々に河川などに放出させて、渇水を緩和することや水質の浄化を行うことをいう。

3R

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「リデュース（Reduce）：廃棄物の発生抑制」「リユース（Reuse）：再使用」「リサイクル（Recycle）：再生利用」の頭文字をとったもの。

成果指標

行政活動に関する評価指標の一つ。行政活動の成果（政策の成果）を測る指標。市民の観点からとらえた具体的な効果や効用を基準とする。アウトカム指標。

生産緑地

「生産緑地法」に基づき、農林業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、緑地の機能及び多目的保留地機能を有する 500 m²以上の市街化区域内農地を保全するため、市が都市計画に定める緑地のこと。

生態系サービス

人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などがある。





生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にもみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念。

生物多様性条約など一般には、

- ・ 様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在 = 生態系の多様性
 - ・ 様々な生物種が存在する = 種の多様性
 - ・ 種は同じでも、持っている遺伝子が異なる = 遺伝的多様性
- という3つの階層で多様性をとらえ、それぞれ保全が必要とされている。

生物分解

物質が微生物によって分解される性質であること。土中や水中の微生物が、高分子化合物を分解して無機物にすること。

選択と集中

自社の得意とする事業分野を明確にして、そこに経営資源を集中的に投下する戦略のこと。

【た行】

第一次産業・第二次産業・第三次産業

コーリン・クラークによる古典的な産業分類。日本標準産業分類においては、第一次産業：農業、林業、漁業、第二次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、第三次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）、分類不能の産業となっている。

ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

体験農園

農家自らが開園し、種苗・肥料・農機具を備え、栽培指導を行う農園で、利用者は農家による指導を受けながら農業体験ができる。また、農家は栽培指導料と野菜の買い取り代金を含んだ利用料金を、農業収入として得ることができる。

たい肥化

人の手によって、有機物（主に動物の排泄物、生ごみ、汚泥）を分解する微生物などのたい肥化生物にとって有意な環境を整え、たい肥を作ること。コンポスト化とも呼ばれる。

太陽光発電システム

シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電するシステム。家庭においては、基本的に家庭で利用して余った電気は電力会社が買い取る「余剰電力の買取制度」が適用される一方、事業者が設置する太陽光発電所などは、自分で消費した電力とは無関係に、太陽光発電したすべての電力を売電できる「全量買取制」が適用されている。

太陽熱温水器

太陽熱を集熱し、給湯や冷暖房に利用する「太陽熱利用機器」。主に集熱器と貯湯槽から構成され、集熱器と蓄熱槽が一体化された機器が自然循環型で、一般に太陽熱温水器と呼ばれ、集熱器と蓄熱槽がそれぞれ分離しているのが強制循環型で、ソーラーシステムや太陽熱高度利用システムとも言われる。

単独処理浄化槽

生活排水のうち、し尿のみを処理する浄化槽のこと。(→合併処理浄化槽)

地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼすおそれがある。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスであり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。(→温室効果ガス)

地区計画

「都市計画法」第12条の4第1項第1号に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費すること。また、農産物だけでなく、地域で必要とするエネルギーを太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの活用などによって地域で生み出すことも同様に言う。

地中熱

昼夜間または季節間で温度変化が小さい地中の熱的特性を活用したエネルギーのこと。

2R

循環型社会を形成していくためのキーワードで「リデュース (Reduce) : 廃棄物の発生抑制」、「リユース (Reuse) : 再使用」の頭文字をとったもの。

低炭素社会

再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化を促進して、二酸化炭素の排出をできるだけ抑えながら経済発展を図り、人々が安心して暮らすことができる社会のこと。

適応策

気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようという対策のこと。





テラジュール (TJ)

計量単位の異なる各種のエネルギー源を一つの表で扱うために熱量単位に換算したものを、テラは10の12乗のことで、ジュールは熱量単位。

電源構成 (エネルギーミックス)

発電設備には水力、石油火力、石炭火力、LNG (液化天然ガス) 火力、原子力、太陽光や風力等のさまざまな種類があり、それぞれの特性を踏まえ、経済性、環境性、供給安定性などの観点から電源構成を最適化すること。

透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のこと。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多い。また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果もある。舗装の素材として、高炉スラグ、使用済みガラス等のリサイクル材料を利用する工法も開発されている。

特定外来生物

外来生物 (移入種) のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「外来生物法」(平成16年)によって規定された生物のこと。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含む。同法により、これらの生物の飼育、栽培、保管、運搬、輸入、野に放つなどの行為は禁止されている。(→外来生物)

特別緑地

「上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例」に基づき指定した樹林の中で、特に良好なもの。

【な行】

農地の多面的機能

安全な「食」を提供する農地には様々な生き物が生息し、豊かな農村風景を形成している。豪雨の際は雨水を貯めることで洪水や土砂崩れを防止し、農業に由来する伝統行事の開催の場にもなるなど、農地は人々の生活には欠かせない多様な機能を持っている。

農地パトロール

「農地法」第30条に基づき、実施される農地の利用状況調査のこと。「現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地」、「利用の程度が周辺の地域の農地に比べ著しく劣っている農地」を調査する。

野焼き

一般的には、毎年春の彼岸前後に、牛馬の放牧や採草地として利用している野草地に火を入れて焼く作業のこと。廃棄物の分野では、廃棄物を野外で焼却することを指しており、この行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で農林漁業を営むためなど一部例外を除き禁止されている。

【は行】

ばい煙

燃料やその他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじんおよび有害物質の総称。

ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をいう。都市およびその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

ビオトープ

本来は、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉であるが、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指す場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われている。

PDCA サイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

PRTR 制度

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量および廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

不法投棄

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反して、同法に定めた処分場でなく、山林、河川、公園、廃墟などの人目につかないようなところに廃棄物を投棄すること。違反者には廃棄物の撤去とともに懲役・罰金などの罰則がある。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん・エアロゾルなど）のうち、粒径が10 μ m（マイクロメートル： μ m=100万分の1m）以下のもの。

ふるさとの緑の景観地

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、樹林地が単独で、または樹林地及びこれに隣接する土地が一体となって相当広範囲にわたり、ふるさとを象徴する緑（埼玉らしさを感じさせる樹木を中心とした優れた風景をいう）を形成している地域を埼玉県が指定するもの。

ふれあいの森

自然環境の保全を図るため、市民と行政が緑化を推進するにあたり、保存樹林の中で特に良好なものを特別緑地として指定し、「ふれあいの森」として市民に開放している。





BEMS

Building Energy Management System の略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのこと。家庭用の HEMS (Home Energy Management System) や工場用の FEMS (Factory Energy Management System) もある。

放射性物質

放射線を出す能力を放射能といい、放射線を出す能力を持った物質を放射性物質という。

保存樹林・保存樹木

自然環境の保全を図るため、市民と行政が緑化を推進するにあたり、樹林はその 500 m 以上、樹木は高さ 10m 以上および幹周 1.5m 以上を有するものを市が指定する。

HP (ホームページ)

インターネットの用語で、ウェブサイトやウェブページのこと。

【ま行】

街づくり協議会

「上尾市街づくり推進条例」第 8 条の規定により、地区住民によって設立された団体のこと。

緑のパートナーシップ制度

公園管理協定に基づき、公園の軽易な管理作業を行う地域の団体等に対し報償金を交付して、良好な都市環境と健全な街づくりを目指す制度のこと。(→公園管理協定)

【や行】

有機農法

化学的に合成された肥料および農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のこと。

要請限度

「騒音規制法」および「振動規制法」においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音あるいは道路交通振動を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度と呼ぶ。

【ら行】

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

リサイクル

廃棄物等を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクル（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）という。

リデュース

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなど、ライフスタイル全般にわたる取組が必要。

リユース

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、[1] あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、[2] 製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、[3] ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理などを施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

利用権設定

農地を貸したいという農家と、農業経営規模の拡大を図りたいという認定農業者等との間で、「農業経営基盤強化促進法」に定められる、農業上の利用を目的とする賃借権もしくは使用貸借による権利を設定すること。

緑地保全地区

「都市緑地法」に基づき、樹林地、草地等の良好な自然環境を有している土地で、無秩序な市街化の防止や公害・災害の防止、寺社・遺跡等と一体となった郷土のシンボリック機能等を持つものを対象として定める。規制により損失を受けた場合の保証や所有者の申し出により土地の買入れ、税制上の優遇等が定められている。地区内で建築行為、土地の区画形質の変更等を行う場合は許可が必要となる。

緑地率

公共施設等として管理されている緑地（公園等）、土地利用規制等で確保されている緑地（生産緑地・近郊緑地保全地域等）、社会通念上安定していると考えられる緑地（寺社、公開性のある大学等）を緑地と定義し、市域に占める緑地面積の割合をいう。

路上喫煙

路上でのたばこの喫煙行為。



第2次上尾市環境基本計画（改訂版）

平成28年3月

編集・発行 上尾市環境経済部環境政策課
住 所 〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号
電 話 048-775-5111（代表） / 048-775-6925（直通）
F A X 048-775-9872
E-mail s251000@city.ageo.lg.jp



古紙配合率80%再生紙を使用しています